

# 昭和初期の三浦半島小網代湾における初声御用邸計画について

武田周一郎

## I. 解題

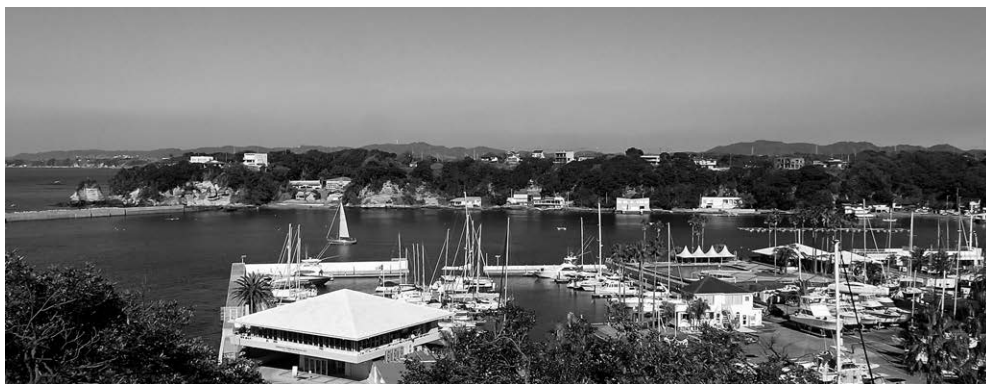
### (1) 関心の所在

三浦半島西岸南部の小網代湾一帯では、昭和初期に御用邸の建設が計画されていた。御用邸の建物は三浦郡初声村三戸（現・三浦市初声町三戸）の小網代湾に臨む台地上に設けられる計画であり、対岸の三崎町小網代（現・三浦市三崎町小網代）も敷地に含まれる予定であった。しかし現在、予定地には別荘や保養所、リゾート施設が立地するものの、御用邸は存在しない（第1図）。計画は実現に至らなかったためである。第2図に示した通り、神奈川県では明治19（1886）年の箱根離宮をはじめとして、明治20~30年代にかけて葉山、宮ノ下、鎌倉、小田原と次々に御用邸が設置されたが、大正12（1923）年の関東大震災により被害を受け、箱根と葉山を残して廃止された<sup>1)</sup>。そしてこれらに替わって計画されたのが、初声御用邸であった。

この初声御用邸計画（以下、本計画とする）については、既に高橋 紘<sup>2)</sup>が当時の侍従次長で

あった河井弥八の日記（以下、「河井日記」とする）をもとにその概要を明らかにしている。これによれば、新しい御用邸の候補地は昭和4（1929）年1月の時点で決まっていて、2月には河井侍従次長らが現地検分を行った。そして8月には昭和天皇が現地を訪れたが、10月になって昭和天皇は御用邸建設の延期を決定した。ところが昭和5（1930）年に入ると計画は動き出し、昭和6（1931）年には昭和天皇が再び現地を訪れたものの、結局、再開されずに中止に至った。以上の通り、実現されなかった本計画にあって、従来、最も関心を寄せられてきたのは昭和天皇が計画の延期を決定したことであり、計画自体に関する研究の蓄積は少ない<sup>3)</sup>。

いわば本計画は「実現されなかった計画」であるが、地域に様々な変化を及ぼしている。例えば計画の出現によって、予定地は新たな観光地として脚光を浴びることになった。計画延期決定後の昭和5年11月に発行された『日本地理風俗大系』には、鎌倉を中心とする逗子、葉山及び江ノ島では御用邸をはじめとして貴顕紳士の別荘が多く、三



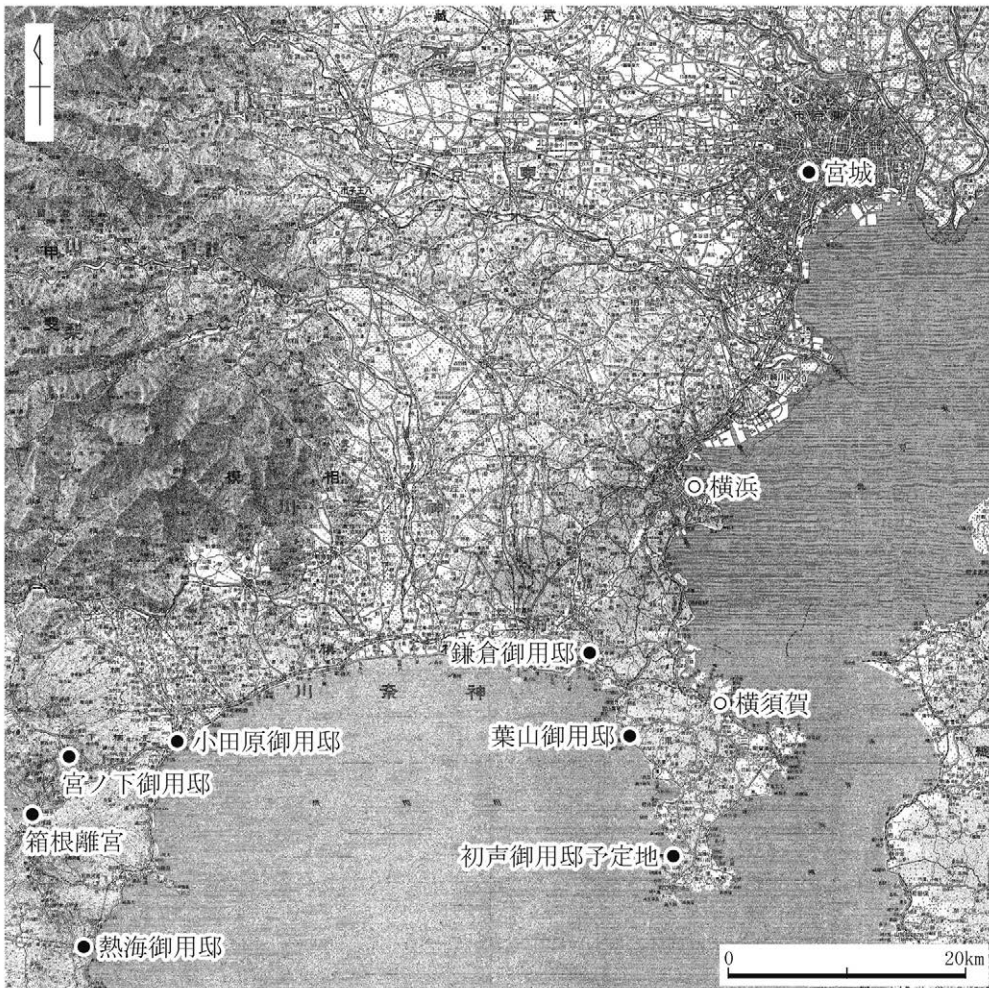
第1図 別荘やリゾート施設が立地する近年の小網代湾  
（平成28（2016）年1月10日筆者撮影）

浦半島で最も良く発達した「遊覧保養地」であるとした上で、葉山以南の状況について以下のような記述がある。

なほ葉山以南の西海岸はこれ等の地方に比して未だかかる発達は殆ど見られないが、風光気候において決してこれに劣るものがなく、今後の交通機関の発達に伴って長足の進歩を遂げることは容易に逆睹することができる。小網代湾に臨んで御用邸の敷地が撰定されたのはこれを雄弁に物語るものである<sup>4)</sup>

すなわち、葉山以南の三浦半島西岸の地域が交通機関の整備に伴って観光地として発展することが予想されていて、その根拠として小網代湾一帯に御用邸の敷地が選ばれたことを挙げているのである<sup>5)</sup>。

このように、本計画は三浦半島の地域特性について、特に観光という観点<sup>6)</sup>から検討する上で重要な事例であるが、「実現されなかった計画」であるが故に看過されてきた。そこで本稿では本計画に関する公文書や新聞記事等の基礎的資料を紹介して、計画の過程を把握することを目的とし、



第2図 昭和初期の神奈川県周辺における御用邸の分布  
(昭和9(1934)年修正20万分1帝国図「東京」、昭和10(1935)年修正20万分1帝国図「横須賀」を使用)



その上で「実現されなかった計画」が地域に及ぼした変化に焦点を当てて、予察的に考察を加えたい。

## (2) 収録資料の概要

近年公開された「昭和天皇実録」(以下、「実録」とする)には本計画の立案から延期決定に至る経緯や、予定地への行幸に関する記載があり、本稿もこれに依るところが大きい。加えて先述した「河井日記」の他、本計画に携わった関係者の日記が公開されている<sup>7)</sup>。本稿ではこれら以外の公文書や新聞記事を翻刻し、資料の性格に応じてこれを配列した。収録資料の概要は以下の通りである。

まず宮内庁宮内公文書館所蔵資料として、「初声御用邸関係書類」と「初声御用邸・常盤松御用邸・皇子御殿沿革誌」を収録した。前者は本計画に関する会議の議事録やメモなどを綴ったもので、そのうち4件(史料1から史料4)を抜粋した。また後者は初声御用邸等の沿革に関わる資料を編纂したもので、初声御用邸に関連する10件のうち8件(史料5から史料12)を収録した。これらの史料では、三戸と小網代を連絡する渡船の廃止(史料4)、予定地内の耕作地の貸付(史料5・12)や町村道の取扱(史料7・9)など、予定地での住民生活に関する問題が検討されている。

また史料13から史料15は、御料林の管理にあたった帝室林野局が発行した機関誌である『御料林』の記事であり、史料16は同局の沿革を編纂した『帝室林野局五十年史』の初声御用邸に関する項目である。以上と「実録」や日記類を通じて、本計画の実行主体である宮内省の動向が把握できる。

その宮内省と予定地との間で調整にあたったのが神奈川県である。ただし本計画が本格的に進められていた昭和4年から同6年頃の県会や参事会など県政に関する基礎的な資料は、失われているものが多い。史料17は、計画の立案から13年余りが経過した昭和18(1943)年に本計画が取りやめとなったことを受けて、宮内省からの下賜金を清

算した際の記録である。

最後に昭和4年から同6年の『横浜貿易新報』を通覧して、本計画に関連する記事(史料18から史料54)を収録した。なかでも本計画が立案されて最初の夏季にあたる昭和4年6月から7月に掲載された記事(史料28・史料29)は、御用邸の予定地を新しい避暑地と捉え、本計画を契機とする観光地化への期待をうかがわせるものである。この他、用地買収の進捗状況や、関係者の視察、昭和天皇の行幸などを報じた記事には、これまで挙げてきた資料の内容と重複したり、事実関係に齟齬があつたりするものも含み、利用にあたっては十分な吟味が必要であるが、網羅的に収録した。

## (3) 計画の経過

先行研究や公開資料に加え、収録資料から判明する内容を踏まえて本計画の経過を示したのが、第1表である。まず昭和天皇が予定地に関心を持つ契機となったと推測されるのが、東京帝国大学理学部附属臨海実験所(現・東京大学大学院理学系研究科附属臨海実験所。以下、臨海実験所とする)の存在である。昭和天皇が初めて臨海実験所を訪れたのは明治43(1910)年9月6日、9歳の時であり、滞在中の葉山御用邸から同所へ人力車で赴き、所長代理である岸上鎌吉教授の案内を受けた<sup>8)</sup>。そして大正15(1926)年12月25日に大正天皇の崩御を受けて踐祚した昭和天皇は、昭和3(1928)年、26歳の時にも臨海実験所を訪れている。3月20日から葉山御用邸に滞在していた昭和天皇は、4月5日に臨海実験所を訪問した際、和船で小網代湾に赴いて大島正満囑託から牡蠣養殖に関する説明を聞くとともに、生物採集を試みている<sup>9)</sup>。

その後、7月9日には昭和天皇が真鶴などに御用邸を新設することを主張するとともに、葉山・小田原・箱根といった不用な離宮や御用邸の整理についても意見を示した<sup>10)</sup>。これを受けて候補地の選定が進められたものと推測される。当初の候補としては、三浦郡三崎町の油壺、足柄下郡の真鶴、静岡県沼津の大瀬崎が挙げられていた(史料

1)。最終的に小網代湾一帯に決まり、12月22日には池田 宏神奈川県知事が宮内省を訪れて用地買収の準備に関する相談に及んだ<sup>11)</sup>。翌昭和4年になると、1月9日に葉山御用邸に滞在中の昭和天皇に同行していた一木喜徳郎宮内大臣・河井侍従次長らに、池田知事が候補地に関する調査結果を伝えている<sup>12)</sup>。その後、神奈川県は候補地との

調整を進めたようで、1か月後の2月9日には、初声村と三崎町の土地所有者が池田知事に土地売却承諾書を提出した<sup>13)</sup>。また2月に入ると新聞の紙面で本計画が報道されるようになり、早くは2月5日に『横浜貿易新報』で、宮内省が初声村三戸を中心に約10万坪を買収していると報道された(史料18)。続いて、5月には初声御用邸予定地買

第1表 初声御用邸計画の経過

年	月	日	事項	
明治43 (1910)	9	6	葉山御用邸滞在中の昭和天皇が初めて三崎町小網代の東京帝国大学理学部附属臨海実験所を訪れる【実録】	
昭和3 (1928)	4	5	葉山御用邸滞在中の昭和天皇が三崎町小網代の東京帝国大学理学部附属臨海実験所及び小網代湾を訪れる【実録】	
		12	22	池田宏神奈川県知事が宮内省に登庁し関屋貞三郎宮内次官・河井弥八侍従次長らと御用邸新設にあたる用地買収準備について相談する。また岡本愛祐侍従が候補地について池田知事に内調査を依頼した旨を昭和天皇に伝える【実録・河井】
昭和4 (1929)	1	9	池田知事が葉山滞在中の一木喜徳郎宮内大臣・河井侍従次長らに候補地に関する調査結果を伝える【河井】	
		2	9	河井侍従次長が一木宮内大臣に買収計画の進行状況について説明した後、池田知事と神奈川県庁で打合せする。また初声村と三崎町の土地所有者が知事に土地売却承諾書を提出する【河井】
		2	21	河井侍従次長・池田知事らが予定地を視察する【河井・史料19】
		5	15	河井侍従次長が昭和天皇に宮内省予算委員会議において予定地買上費を中心とする昭和4年度通常会計歳入歳出追加予算案可決の旨を伝える【実録】
		7	6	三浦篤内蔵寮事務官が初声村で買収料を支払う【河井】
		8	18	昭和天皇が油壺地区の東京帝国大学理学部附属臨海実験所と予定地に行幸する【実録・史料38】
		10	28	昭和天皇が一木宮内大臣に初声御用邸の建築を当分延期する旨を伝える【実録・史料40・史料41】
		昭和5 (1930)	3	8
4	帝室林野局小田原出張所が小網代地区にマツ、カシ、シイ、モチ、ツバキ、サンゴジュ、クス、イチョウその他10数種3万2100余本を植樹する【史料15】			
8	11	牧野伸顕内大臣が一木宮相を訪問した際に御用邸工事の来年度からの着工について内話がある【牧野】		
昭和6 (1931)	5	23	昭和天皇が皇后と成子内親王を伴い自動車で行幸する【実録・史料51】	
		9	9	三矢宮松帝室林野局長官が河井侍従次長に小網代地区が道路設計に際して移転する意向があり県庁で具体案を作成する旨を伝える【河井】
		9	13	一木宮内大臣が御用邸工事を次年度の追加予算で着工するよう奏請したと報道される【史料54】
昭和10 (1935)	9	20	牧野内大臣が湯浅倉平宮内大臣に御用邸工事の着工について考え物であると意見を述べる【牧野】	
昭和16 (1941)	3	4	松平恒雄宮内大臣が昭和天皇に予定地の海軍省への移譲について内奏する【実録】	
		4	16	昭和天皇が皇后を伴い予定地に行幸する【実録】
		11	11	昭和天皇が皇后を伴い予定地に行幸する【実録】
昭和18 (1943)			初声御用邸造営取止めのため逗子停車場三戸線予算残額が精算される【史料17】	

注) 事項欄の【 】内には典拠となる資料を記載した。略記した資料は以下の通り。実録：昭和天皇実録、河井：河井弥八日記、牧野：牧野伸顕日記(高橋1994、各資料により作成)

上費（122万円）を中心とする，昭和4年度通常会計歳入歳出追加予算案が可決された（第2表）。そして6月頃には用地買収が概ね終了し，7月6日には三浦事務官が初声村で買上費を支払っている。さらに8月18日には，昭和天皇が油壺の東京帝国大学理学部附属臨海実験所と初声御用邸予定地に行幸した（史料38）。用地買収は小網代湾を取り囲む一帯を対象として行われ（第3図），10月31日段階での買収済用地面積は，三戸地区が約9万5,000坪，小網代地区が約6万9,000坪で合計約16万5,000坪であった（史料6）。

以上のように本計画は順調に遂行されていたが，10月28日に昭和天皇が一木宮内大臣に対して，初声御用邸の建築は経済界の状況に鑑み当分延期する旨を伝え，一時中断することとなった（史料40・41）。既に高橋が明らかにしている通り，計画延期決定以降も御用邸建設に向けた様々な準備が行われている。なかでも地域の景観に変化を及ぼした事業としては，予定地への植樹や，道

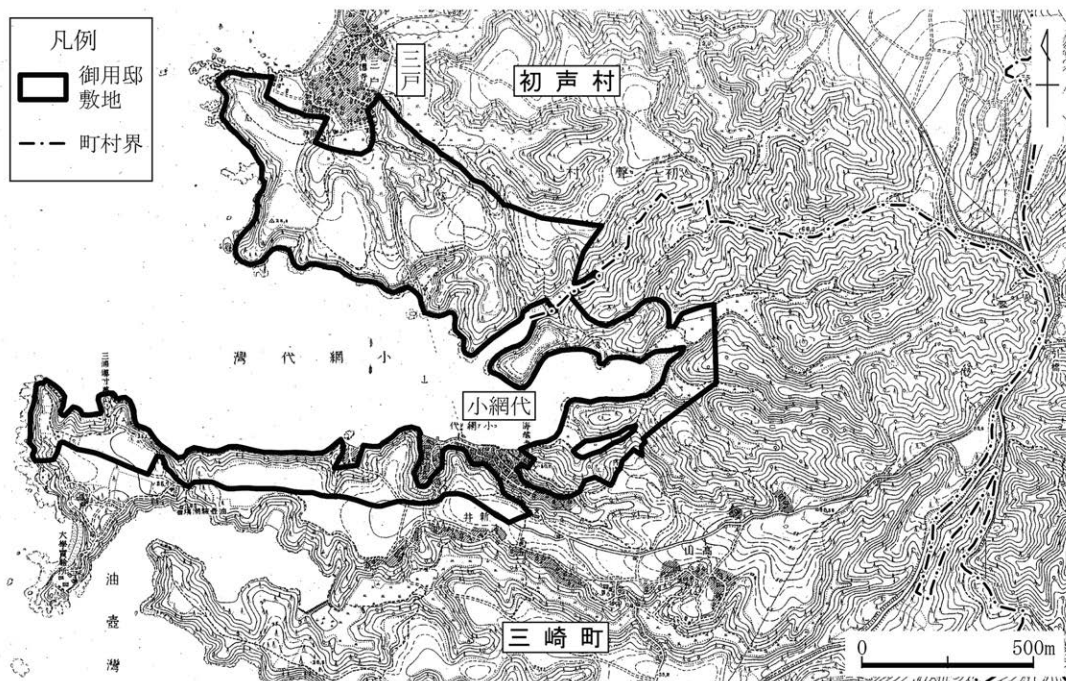
路の造成が挙げられる。

前者については，昭和5年4月に，帝室林野局小田原出張所が小網代地区にマツ，カシ，シイ，モチ，ツバキ，サンゴジュ，クス，イチヨウその他十数種3万2,100余本を植樹した（史料15）。当

第2表 宮内省昭和4年度通常会計歳入歳出追加予算案御用邸敷地購入費の内訳

(単位：円)	
内訳	金額
土地代金 (164,161坪)	891,405
立木代金	30,000
果樹補償	3,500
移転料	10,000
部落共有地献納補償 (1,050坪)	3,150
小作，渡船補償	20,000
廃道敷地献納補償 (約4,000坪)	20,000
町村道附替費補償	50,000
土地代金買増見込金	4,700
県道開墾費補償	170,000
予備及雑費	17,245
合計	1,220,000

(宮内公文書館所蔵「初声御用邸関係書類」により作成)



第3図 初声御用邸敷地－昭和4（1929）年8月－

(宮内公文書館所蔵「三浦三崎初声御料地図」，大正10（1921）年修正1万分1地形図「和田」・「三崎」により作成)



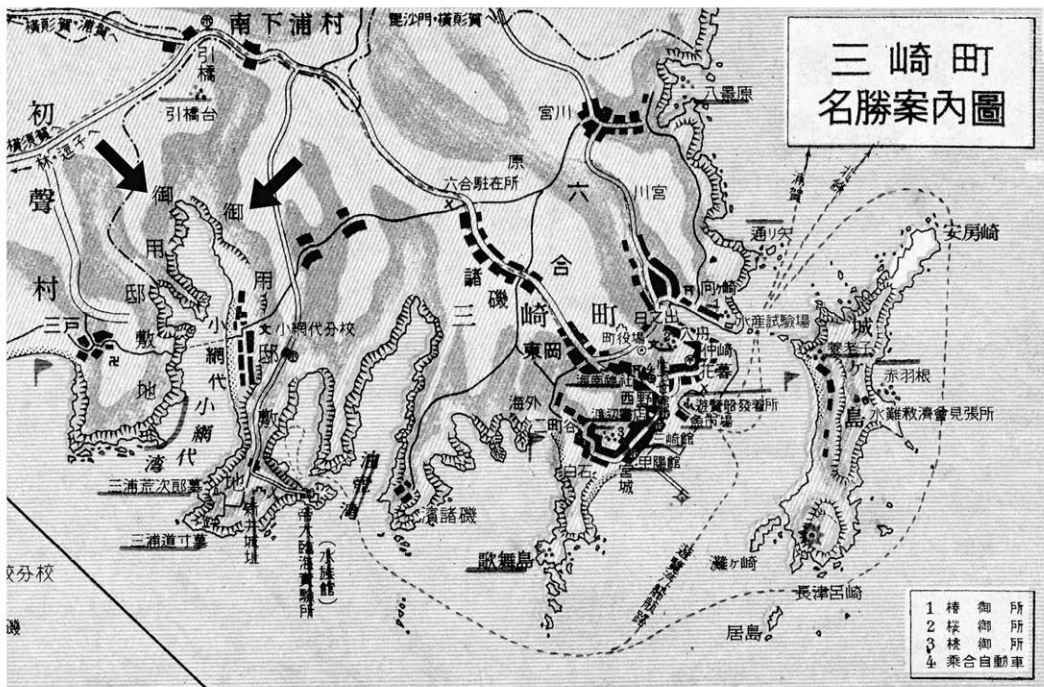
初の予定によれば、植樹する樹種はほとんどが「黒松苗木」であり、この他に下木として常緑広葉樹を、また遮蔽する必要がある部分には、「目隠シノ大木」を用いることになっている（史料3）。

後者については、府県道鎌倉三崎線（現・国道134号）から分岐して、御用邸敷地に至る逗子停車場三戸線で、現在も通称「御用邸道路」と呼ばれる道路がある<sup>14)</sup>。本道路は宮内省からの下賜金によって昭和4年度に改修工事を起工し、翌年度までにこれを終えていたところ、計画の延期を受けて予算執行を一時繰り延べた。そして昭和7（1932）年度で暫定的な処置を打ち切り、昭和17（1942）年度をもって計画が取止められたために、残額を宮内省へ返納した（史料17）。

以上のように、計画延期の決定後も御用邸の建設に向けた準備が進められていただけでなく、昭和6年5月23日には、昭和天皇が自動車で初声御料地を訪れ、小網代湾内で生物採集を行って

る<sup>15)</sup>。この行幸以降は、6月22日に小網代地区の住民から県当局に対して、買上の対象となっていない宅地も買い上げるよう申し出があったという新聞報道がある（史料53）。また9月13日には、次年度すなわち昭和7年度追加予算で御用邸新築工事に着工するように、一木宮内大臣が奏請する旨の新聞記事（史料54）があるが、工事の着工は確認されていない。昭和6年では、これを最後に『横浜貿易新報』で本計画に関する報道がなくなり、計画自体もこの頃には国内外の情勢から事実上の休止状態となったと推測される。

ところで、計画の休止期間中に発行された地図には、「御用邸敷地」と表記されているものがある。例えば昭和6年12月18日発行の『湘南探勝地図』<sup>16)</sup>のうち「三崎町名勝案内図」の部分を見ると、小網代湾の三戸側と小網代側の両岸に「御用邸敷地」と記されている（第4図）。また昭和7年に吉田初三郎が描いた原画をもとに、昭和8（1933）年4月30日に神奈川県観光連合会が発行



第4図 『湘南探勝地図』（部分）

注）矢印は筆者が加筆した。

（昭和6（1931）年12月18日発行、個人所蔵）

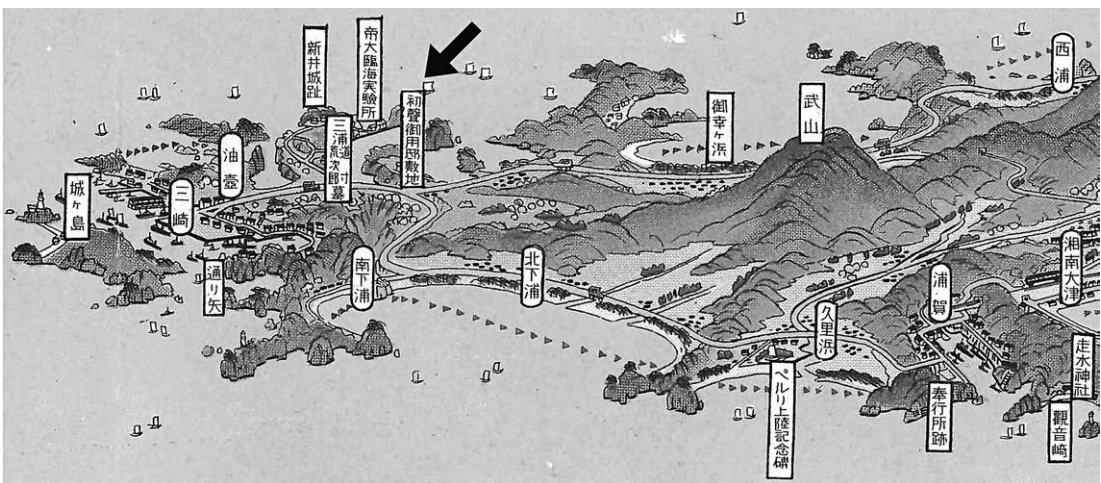
したパンフレット『神奈川県観光図絵』<sup>17)</sup>にも、「初声御用邸敷地」の表記がある(第5図)。このように計画は休止し御用邸の建物自体も建設されてはいなかったが、「御用邸敷地」という表記によって、本計画の存在が地図上に示され、三浦半島における観光の要素として認識されていたことがうかがえる。さらに昭和6年3月には臨海実験所近くにホテルを建設する計画が報じられ(史料47)、昭和7年4月には臨海実験所に水族館が設置されて多くの観光客が当地を訪れるようになった<sup>18)</sup>。

なお昭和天皇は昭和16(1941)に4月16日と11月11日の2度、予定地を訪れている<sup>19)</sup>。そして先述したように「御用邸道路」に関する予算処置によれば、最終的に計画の中止が確認されるのは、昭和18年のことであった(史料17)。

#### (4) 今後の課題

以上に経過を示した通り、昭和初期に小網代湾を中心として新たに御用邸の建設を目指した本計画は、昭和3年末の立案から1年足らずで延期された後に中止となった。いわば「実現されなかった計画」ではあったが、観光を主題として出版された地図上に本計画の存在が図示されるなど、予

定地は新たな観光地として脚光を浴びた。また計画の過程で実施された予定地への植樹や道路の造成といった事業は、地域の景観に変化をもたらした。とくに帝室林野局によるマツなどの植樹は、地域の植生を一定程度変化させたと推測される<sup>20)</sup>。例えば大正4(1915)年に着手された明治神宮の造営計画では、主林木として常緑広葉樹のうちシイ、カシ、クスが選定されているが<sup>21)</sup>、初声御用邸の場合、どのような計画のもとに植樹が実施されたのか検討する必要がある。本稿では基礎的資料の把握を目的として予察的に考察を加えるに留まったため、詳細な検討は今後の課題としたい。



第5図 『神奈川県観光図絵』(部分)(昭和8(1933)年4月30日発行、個人所蔵)

注) 矢印は筆者が加筆した。

## II. 翻刻

### ○凡例

- ・漢字は原則として常用漢字を用いた。
- ・誤字・脱字と推測される部分は〔 〕内に字句を補った。
- ・漢数字は算用数字に改めた箇所がある。
- ・判読不能の文字は□で示した。
- ・一部省略した箇所は〔中略〕等と記した。

### 【史料1】

#### 初声御用邸ノ件

昭和4年3月19・20日

(宮内公文書館所蔵「初声御用邸関係書類」61406)

#### 一 設置ノ必要ナル理由

那須御用邸アルモ尚ホ海岸ノ御静養地ヲ要ストノ侍医ノ意見モアリ聖上ノ御希望モアリ海岸ノ御用邸ヲ必要トス然ニ葉山沼津ハ御行動ノ自由ヲ束縛スルノ欠点アリ最モ御自由ニ御静養ノ実ヲ享ケルカ為ニ他ニ之ヲ求メサルヲ得ス

#### 一 新御用邸ノ条件

- (イ) 海上ノ御運動御自由ナルヲ得ルコト
- (ロ) 帝都ヨリ遠隔ノ地ナラサルコト
- (ハ) 御運動ノ為相当広キ地域ヲ要スルコト
- (ニ) 警衛困難ナラサルコト
- (ホ) 民衆ニ至大ノ束縛ヲ与ヘサルコト

#### 一 候補地

- (イ) 油壺
- (ロ) 真鶴 漁港波浪高
- (ハ) 大瀬崎

右孰レモ欠点アリ遂ニ初声ト定メタルモノナリ

#### 一 新御用邸ノ要件適否

大体適當ナルコト、只小網代部落ノ点ハ幾分欠点ト認ム

#### 一 新邸増置ニ関スル考察

- (イ) 大工事ヲ起スコトノ一般ニ及ホス影響  
第一項記載ノ必要アルノミナラズ、別紙ノ通不要存御用邸ノ整理ヲ為シ之ニ代フル意味ヲ有スルヲ以テ新規ナルモ増設ニハアラズ
- (ロ) 一般住民ノ生業ニ及ホス影響

最懸念シタル処ナルモ一般住民ハ御買上ヲ希望セリ、圧迫ノコトナシト認ム、小網代漁獲年約二万円、内夏季ハ最モ少額ナリ

#### 一 給水

水質適良ナルモ豊富ニハ非ス故ニ神奈川県ノ水道工事完成迄ハ或ハ御膳水ハ葉山ヨリ陸路(又ハ海路)輸送(搬水車ニ依リ)ヲ要スヘキカ神奈川県水道工事ハ六年度末マテハ通水ノ見込ニシテ総工費千二、三百万円若シ川崎小田原ノ二市参加スルトスレハ千五、六百万円ヲ要スヘシ、而シテ之ニ対シ国費補助(四分ノ一補助)三百万円ヲ仰ク予定ナリシモ政府ニ於テハ国費補助ノ整理中ニシテ水道ノ如キ料金ヲ徴スル事業ハ原則トシテ補助セズ起債ヲ容易ナラシムル様尽力スルニ止ムル方針トナレルヲ以テ(下水道ノ如キニ補助ス)右三百万円ハ之ヲ受クルコトヲ得ズ、依テ本三百万円ヲ関係市町村ニ割当テ分担セシムル予定ナリト云フ

御用邸計画ノ起レル為茅崎方面ヲ先ニ通水スル予定ヲ変更シ三崎ヲ先ニシタル為予定ノ料金を収入スル能ハス県財政計画ニ齟齬ヲ来シタルコトハ之ヲ認メサルヲ得ス此ノ点ハ一般市町村ノ分担ノ割合以上ニ御下賜アルヲ至当トスル理由ナリ、若シ県下ヶ市町村ニ右三百万円ヲ割当テ御用邸所在地方割当 円トナルトキハ之ニ若干ノ御補助割増額ヲ加ヘ二十万円ヲ適當トスヘキカ

#### 一 面積

約十六万五千坪内八万坪畑(内四分ノ一小作)八万坪山林、残宅地宅地及田

### 【史料2】

#### 初声御用邸敷地買入費支払概況第二回報告

昭和4年8月14日

(宮内公文書館所蔵「初声御用邸関係書類」61406)

#### 一、神奈川県下御用邸敷地買入費

予算額 899,255

- (一) 七月三十一日現在調査ニ依レハ総坪数及価格ハ左記ノ通

面積(坪) 価格(円)

初声村 95,333.42 546,624.99



三崎町	69,192.92	341,273.80
計	164,526.34	887,898.79

(備考)

総面積台帳面ハ上記ノ如クナルモ実測ノ結果ハ或ハ面積ノ増加ヲ見ルヘク且国有寄洲ニシテ国ヨリ無償譲与ヲ受クヘキモノ相当可有之随テ県買収係官ノ推測ニ依レハ合計二十萬坪ニ達スヘキカトノ趣

内第一回(七月五,六,九日)第二回(七月二十五,六,九日)及第三回(八月十二日乃至十四日)ニ於ケル支払額ハ次ノ如シ

	坪	円
初声村	93,330.42	546,601.41
三崎町	69,033.92	340,520.30
計	164,364.34	887,121.71

ニシテ目下買上未済ノ分ハ左記ノミトナレリ

	坪	円
初声村	3.00	23.58
三崎町	159.00	753.50
計	162.00	777.08

(二) 買上未済地ニ付其ノ事由ヲ分説スレハ次ノ如シ

甲, 初声村〔中略〕

乙, 三崎町〔中略〕

(三) 以上支払(買上未済777円08銭ヲ含ム)ノ結果予算ニ対スル残額ハ次ノ如シ

土地買入残額 11,356円21

二, 立木代金及果樹補償

予算額 33,500

支払済額ハ左記ノ通ニシテ之ヲ以テ全部ノ支払ヲ完了ス

初声村	20,718円	02
三崎町	9,171円	87
計	29,889円	89

即余裕額ハ3,610円11ナリ

三, 今後支払フヘキ左記諸項目ハ予算額金185,000円ニシテ内訳ハ次ノ如シ

1 移転料	10,000円
2 小作渡船其他補償	20,000円
3 廃道敷地献納補償	20,000円

4 町村道附替補償	50,000円
5 県道開鑿補償	85,000円
計	185,000円

右ノ内

1 移転料算出ニ付テハ大川別荘, 渡船場ニ在ル住宅, 雀部及服部住宅, 各種肥料溜, 六地藏等ニ関シ関係部局協議及調査中近ク決定スヘシ

2 小作渡船其他補償ニ付テハ分設ヲ要ス

イ 当初予算面ニ於テ小作補償ト為シタリシモ右ハ実ハ御買上ノ結果ニ由ル生業転換ニ対スル所謂転業補償ナルヲ以テ保護セラルヘキ相手方ハ必スシモ小作人ニ限ラサルヘシ, 随テ其ノ算出方ニ付テハ関係部局ノ協定ヲ要スヘキカト認メラル

ロ 渡船補償ニ付渡船業者ハ三崎町一人, 初声村一人ニシテ目下差当リノ問題トシテハ大凡一日八〇銭位ニテ相当ナルヘシトノ町長ノ談話ナリ, 随テ目下直ニ其ノ補償ヲ算出スルトセハ右積算ニテ可ナルヘキモ他面現下直ニ渡船人ヲ廃止又ハ転業セシムル必要ナシ随テ当分其ノ儘ニ差措クルモ可ナルヘシ, 此ノ場合ニ於テ将来御造営開始セラレ渡船使用者増大シタル場合ニ其ノ補償ヲ算出スルトセハ先方ノ採算方ニ差違ヲ生スルヤノ虞アリ従テ是亦此際何分ノ決定ヲ要スヘシ

3及4 廃道敷地献納, 町村道附替補償ニ付テモ前頭小作補償ノ例ニ準シ可成速ニ関係部局ノ協議決定ヲ要スヘシ(本費繰越ノ関係上昭和五年度中ニハ決定アリタキモノナリ)

5 県道開鑿費補償

但シ道路ハ有效〔効〕幅員三二尺, 延長八三五間二分ノ一トシ(県道沿ヨリ初声村字三戸御料地界附近迄一五〇尺低下)起工ハ六月 日竣功予定ハ九月十五日(遅クトモ十月中)トス仍テ六月二十六日前頭予算額ノ内半額八五,〇〇〇円ヲ賜与セラレ残額ハ竣功ノ際(又ハ県道申出ニ依ル際)賜与ノ見込

四, 買上増ヲ要スルヤニ認メラルル地所

此ノ際ニ於テ買上ヲ要スルヤニ認メラルルモノノ左ノ如シ

初声村部内〔中略〕

三崎町部内〔中略〕

五、 予算余裕及予備		
土地買上代金余裕高	11,356円	21
立木代金余裕高	3,610円	11
予備	17,245円	00
計	32,211円	32

以上

### 【史料3】

#### 御用邸用地買上ニ関シ処理ヲ要スル事項

昭和4年9月29日

(宮内公文書館所蔵「初声御用邸関係書類」61406)

関係部局ノ協議ヲ為シ至急省議ノ決定ヲ要スル事項左ノ如シ

一、 追加買収地域ノ決定

二、 三崎町地内ノ耕地ニ植樹ヲナス件

(イ) 其地域

全部

田ヲ除ク

田及畑ノ内展望遮蔽ニ必要ナラサル部分ヲ除ク現地ニ就キ決定ヲ要ス

(ロ) 植栽木ノ種類

全部黒松苗木、下木ハ常緑潤葉樹

黒松苗木及下木ノ外遮蔽ヲ要スル部分ニハ目隠シノ大木ヲ植栽ス其所要樹高

(ハ) 植栽ヲ為ス時期

一年内ニ全部植栽

苗木供給ノ関係上数年ニ亘リ植付

(ニ) 経費

林野局追加予算一本科目

三、 三崎町地内田畑耕作及補償ノ件

買上ノ当初県知事ノ声明、耕作地ハ宮内省ニ於テ必要地ノ外ハ従前ノ通耕作ヲ許サルヘシ(当時ハ県ニ於テ借受転貸ノ見込ナリ)

耕作人ハ地元民相互間ニ於テ耕地配分ノ関係ト明年度ノ麦作仕付ノ肥料、種子等準備ノ関係トニヨリ一日モ早ク引続き耕作ヲ許サルヘキヤ否ヤ耕作ヲ許ストセハ其地域ヲ具体的ニ指示セラレ度ト再々申出アリ麦ノ蒔付ハ十月中旬ヲ期節トスルニヨリ大至急省議ノ決定ヲ要ス

耕作ヲ許ササル地域ニ対スル小作補償問題初声村

ノ分ト共ニ其標準決定ヲ要ス

四、 渡船道路附替ニ対スル方針

附替道路線ノ県庁案ハ地元町村ノ同意ヲ得ルニ至ラス停頓中ナリシカ近ク町村理事者ヲ県庁ニ招キ協議ノ上改メテ立案ノ筈ナレトモ其路線ハ小網代、三戸両部落連絡ノ必要ニ因ルモノナレハ可成距離ノ短縮ヲ希望スル関係上三崎町地内ハ買上地内通過ヲ要スルコトトナルヘキニヨリ宮内省ニ於テモ其限界ニ付腹案ヲ考究シ置クノ必要アリ

五、 道寸、荒次郎両墓ノ修理

両墓ノ玉垣倒潰ノ儘積重ネアリ買収ノ当時宮内省ニ於テ修理シ法要ヲ営ム等ノ話アリシトノ趣ニテ地元ニ於テモ期待シ居ルノミナラス墓背ノ展望遮蔽ノ為植樹並囲障設置ノ場合ニハ両墓ヲ此儘荒廢ニ委シ置クコトハ地元民ノ感情宜敷カラサルモノアルヘキニヨリ之レカ修理、供養等ヲ営ムトセハ其部局及経費ノ出所

六、 沿岸官有地取込ノ範囲

買上地沿岸ノ寄州、隆起地及水面ノ若干ヲ御料地ニ編入ノ為近ク県庁及大蔵省ノ当局者林野局ニ会合シ其手続、範囲等ヲ協議スル予定ニ付御水泳場其他将来ノ用途ニ依リ其範囲ヲ決定シ置ク必要アリ

### 【史料4】

#### 三戸小網代間渡船廃止ニ代ル道路開設問題

(宮内公文書館所蔵「初声御用邸関係書類」61406)

一、 経過

初声村三戸部落ヨリ買上地ヲ横断シ渡船場ニ至ル道路ノ廃止及小網代湾上ノ渡船廃止ニヨル三戸小網代両部落間ノ連絡交通上之レニ代ルヘキ道路開設ノ必要アルニ依リ曩ニ県庁ニ於テ三戸部落ノ中央ヨリ県道横須賀三崎線字引橋ニ至ル現存道路(町村道、巾九尺、馬車ヲ通ス)ヲ三間巾ニ改修シ一旦県道ニ出テ南行シ更ニ現在ノ油壺道(巾二間)ニ依リ小網代ト連絡スルノ案ヲ立テ両町村ニ内示シタルニ

初声村ハ該路線カ新設御用邸県道ト並行スル迂路ナルニ依リ其必要少ク寧ろ其経費ヲ以テ三戸ヨリ役場及小学校所在地タル下宮田ニ至ル現在町村道

カ難路ニシテ児童ノ通学上支障多キニヨリ之ヲ改修セラレムコトヲ望ミ

又三崎町ハ御用邸所在地タル三戸トノ直接連絡ヲ望ム為メ御料地内若ハ其外周ニ新道ノ開設ヲ要求シ

両町村共直チニ県ノ提案ヲ応諾セス且ツ池田前知事カ或ル機会ニ於テ三戸小網代両部落連絡ノ自動車道ノ開設方ヲ声明シタルコトアル趣ニテ地方民モ亦単ニ渡船代用ノ道路開設ニ止マラス相当有力ナル道路カ設ケラルルカノ期待ヲ抱クニ至リ部落各自ノ便宜ニヨリ種々ナル希望ヲ提出シテ協定ニ至ラス今日ニ迫レリ

二、現在ニ於ケル地元部落ノ意向

最近県庁ノ新当局ニ招致セラレテ開陳セル両町村理事者ノ意向ハ

(イ) 三崎町

小網代部落トシテハ三戸トノ連絡ハ第二次トシ之ハ歩道ヲ適當ノ位置ニ設ケラルレハ事足ルモ当面ノ急務トシテハ小網代ヨリ油壺道ニ出ツル現在ノ小学分教場下ノ道路ハ急峻ニシテ荷車、自動車等ヲ通セス日常ノ不便少カラサルノミナラス非常ノ場合消防ポンプノ引込及び従来海浜其他ニ便宜投棄シ来レル塵芥汚物等ハ海水浄化ノ必要上今後ハ町営塵芥捨場ニ搬出スルコトニ改ムル計画ナルヲ以テ部落ヨリ油壺道ニ至ル貨物自動車ノ通路開鑿ヲ必要ト為シ其敷地、建物ノ移転等ハ部落ノ負担トシ工事費ヲ宮内省ニ於テ支弁セラレムコトヲ希望セリ此希望ニ対シテハ宮内省トシテ相当ノ考慮ヲ要スヘキモノナリ

(ロ) 初声村ニ於テハ三戸部落民ハ物資ノ購求、漁獲物ノ取引其他ノ為メ日常小網代ニ往来スル用事多キヲ以テ宮内省ニ於テ支障ナキ限り最短距離ニ両部落連絡ノ道路ヲ開設セラレ度キコトハ多衆ノ希望ニシテ第二トシテノ県案タル引橋線ハ其敷地無償提供ノ条件ニ沿道地主ニ於テ難色アリ将来ノ発展ヲ期待スレハ之ヲ不可ナリト為ス理由ナキモ衆議未タ決セス其他、役場及学校道ノ改修又ハ海岸沿ヒ新線ノ開設等種々ノ希望ヲ有スルモ当面ノ問題トシテハ両部落ノ連絡ヲ第一トス

三、交通状態

渡船ニヨル交通ノ統計正確ナル所不明ナルモ渡船業者ニ就キ調査スル所ニ依レハ乗客平均一日五十人内外ニシテ其内容ハ

三戸部落民	五割
小網代部落民	二割
他部落民及旅人	三割

ノ割合ナリト從テ渡船廃止ニ因リ利害関係ハ三戸部落ヲ第一トス

四、代用路線

三戸小網代両部落間買上地背後ノ地勢ヲ按スルニ三浦半島ノ南端脊梁部(県道ノ通スル台地)ヨリ西方相模灘ニ向テ突出スル山丘数脈アリ引橋ノ高地ヨリ油壺、新井城趾ニ至ル小網代台地ト引橋ノ北方ヨリ岐レテ西走スル御用邸予定地タル三戸ノ台地トハ最も長ク海中ニ突出シテ小網代湾ヲ擁シ此両台地ノ間小網代湾奥ニ於テ止マル山脈四アリ之ヲ北ヨリ数フレハ御用邸台地ト字蟹田(三十三枚田トモ称セラル)ノ凹地深ク湾入セルモノヲ隔テテ藤ヶ崎瓜山ノ台地アリ西端海中ニ突入ス之レヨリ字浦ノ凹地ヲ距テテ小網代湾奥海岸ニ面シ半球状ノ山容ヲ為シテ止マル丸山ノ一脈、次ニ此丸山ヨリ字広尾ノ凹地ヲ距テ第二ノ丸山(買上外)ヲ中間ト為シ更ニ分派セル凹地ヲ超ヘ白髭神社後背ノ山ヲ為ス此山ハ白髭神社前ノ凹地ニヨリ其中途ハ鞍部ヲ為シ此間ニ町村道ヲ通ス更ニ南方ノ凹地ヲ超ユレハ油壺ニ至ル台地トナル

此山脈ハ何レモ西方ニ向テ走レルモノナレトモ其地形甚シク不整ニシテ凹地ハ悉ク田ニ開墾セラレ蟹田及浦ノ田地ノ如キハ脊梁部ニ近キ所迄深ク突入セリ而シテ此凹地ト山脈ノ頂部トハ高低約百二三十尺乃至百五六十尺ノ差ヲ有シ其傾斜モ亦頗ル急峻ナリ從テ之ニ通スル道路ハ漸ク三線ヲ数フルニ過キス孰レモ山腹ノ比較的緩傾斜ヲ縫フテ斜メニ低地ニ下リ浦ノ海浜ニ出テ合シテ白髭神社裏山ノ背面鞍部ヲ超ヘ宮ノ前ノ田地ニ沿ヒ再ヒ海岸ニ出テテ小網代ノ部落ニ通ス三線共町村道ニシテ公簿上六尺ノ道巾ヲ有スルモ實際ハ田畦林間ノ細径ニシテ漸ク人ノ通行ヲ為シ得ルニ過キス

(イ) 藤ヶ崎線

三戸字入道込果樹園脇ノ杉林ヲ下ルモノト之レト



対スル山腹ヲ下ル道トハ鑿泉地附近ニ於テ合シテ一線トナリ藤ヶ崎台地ヲ超ヘ大川別荘ノ横手ニ下リ浦ノ海浜ニ出ツ

(ロ) 瓜山線

三戸部落ノ中央ヨリ御用邸県道ヲ横キリテ台地ニ上リ御用邸台地ト合セル丘陵ノ脊ヲ県道引橋ニ上ル所謂引橋線ノ中途ヨリ分派セル瓜山藤ヶ崎山脈ノ南面ヲ小網代湾奥ニ向テ緩勾配ニ下リ左折右向シテ浦ノ低地ニ出ツ、浦ニ出ツル部分数十間ノ間傾斜急ナルモ他ハ緩斜ナリ

(ハ) 十八田線

引橋線ノ瓜山路分岐点ヨリ上ルコト三四町浦ノ低地ニ突出セル分脈ノ尾根ヲ伝フテ浦ノ窪地ノ中半ニ下ル径路ニシテ勾配急ナル部分割合ニ短カク小網代下宮田両部落間ノ捷路タリ

右ノ外三戸検上橋買上地界ニ近ク蟹田ニ下リ止マル細径、小網代字広尾ヨリ引橋ニ出ツル道路一線アルモ本問題ニ関係ナキヲ以テ省ク

以上三線ノ内藤ヶ崎線ハ現存路線中最短距離ノモノナルモ御用邸附属建物ノ予定台地ノ一端ヨリ鑿泉ノ脇ヲ通スルモノナレハ代用路ト為スハ如何ナルヘキ歟、次ニ瓜山線ハ藤ヶ崎線ニ次ク近距離ニシテ低地ニ下ル一部ニ改修ヲ加フルトキハ代用路トシテ適当ナリ唯蟹田ノ凹地上ヲ一廻リスルカ如キ形状ニシテ相当ノ迂路タルコトヲ免レス十八田線ハ更ニ之レヨリ迂廻線ナルモ次ニ問題トスル字浦ノ海浜道路ヲ廃止セシムヘシトスル意見ニ依レハ此路線ハ次ノ丸山横断路線ニ接続スル関係ハ瓜山線ニ比シ良好ナリトス

代用路線ヲ決定スルニ当リ宮内省ニ於テ考究決定ヲ要スル先決問題ハ小網代湾奥寄州ト丸山トノ間ヲ通スル道路ヲ存置スヘキヤ否ヤノ問題之レナリ将来寄州一帯ノ広場カ御用邸内唯一ノ広キ砂浜ナルニヨリ御散歩若ハ御運動場ニ当テラルルコトアルトキハ之レニ近接シ且之レヨリ高キ位置ニ在ル此路線ヲ存スルコトハ障壁若ハ植樹目隠シ等ノ施設ヲ為スニアラサレハ之ヲ遮蔽スルコト能ハサルニヨリ其必要ノ程度ト次ニ述フルカ如キ新線開鑿ノ大工事費負担トヲ比較研究シテ決定セラルヘキ事項ナリ若シ浦ノ海岸ニ道路存置ヲ不可ナリトセ

ハ丸山横断及白髭神社裏山続キノ山腹開鑿ノ大工事ヲ施スニアラサレハ代用路ヲ求メ難キノミナラス字浦ノ田地山林ニシテ買上地ニ属スル大面積ノ土地ハ全ク交通ヲ遮断セラルコトトナリ到底町村ニ対シ廢道ヲ強要スルヲ得サルヘシ

五、 対案

第一、 浦海岸ノ道路ヲ存置スルモノトシテ

瓜山線ヲ六尺巾ニ手入シ低地ニ出ツル部分ノ一部ヲ改修シテ代用路トスル案

此案ニ依レハ初声村地内ハ現在ノ引橋線（巾九尺）ヲ利用スルニヨリ工費ヲ要セス

第二、 浦ノ海岸ニ遮蔽施設ヲ為シ現在道路ヲ丸山ノ裾ニ附替ヘ（此所約三間ヲ移動ス）存置スルモノトシテ

前項ノ瓜山線手入及改修ニヨリ連絡代用路トスル案

第三、 浦ノ海岸ノ道路ヲ廃止セシムルモノトシテ

(イ) 十八田線ヲ六尺巾ニ手入シ急勾配ノ箇所ヲ改修シ浦ノ田ヲ横キリ丸山ニ適當ノ勾配六尺巾ノ新道ヲ開鑿シ広尾ノ田ニ下リ更ニ白髭神社裏山続キノ山腹ヲ開鑿シテ上リ宮ノ前ノ田地脇ニ下リ現在道路ニ接続ス

此案ハ勾配ノ急ナル山ニケ所ヲ開鑿スルモノナレハ工事至難ニシテ且乗降多ク通行困難ナル悪路ヲ通シ得ルニ過キス但シ多大ノ工費ヲ投シ丸山及裏山ヲ切り開キ勾配ヲ除クコトハ絶対不可能ニアラサルモ少ラサル工費ヲ要スヘシ

(注意新道ヲ開鑿スルニアラサレハ裏〔浦〕海岸ノ現在道路ハ廃止スルコトヲ得ス)

(ロ) 経費ヲ超越シテ御料地ノ外周二沿ヒ最短距離ノ歩道ヲ設クル案

第四、 三戸買上地（検上橋）ヨリ買上地ノ下ニ墜道ヲ穿チ蟹田ノ上方ニ出テ更ニ藤ヶ崎ノ山腹ヲ掘鑿シテ大川別荘脇ニ墜道ヲ通シ浦ノ海岸ヨリ現在道路ニ依ル案

第五、 予算内ノ金額ヲ県庁ヲ經由町村ニ下賜スル案

本件ハ町村ノ希望、実地ノ地形其他ノ事情ニヨリ相当複雑ノ問題ニ付宮内省トシテハ浦海岸通行禁、否ノ問題ヲ決定指示シ適當ノ金額ヲ下賜シ県

及町村任意ノ施設ニ一任スルヲ賢明ノ策ナリト為  
スモノノ如シ

斯クスルトキハ小網代ハ自動車道路ノ開鑿，三戸  
ハ役場道ノ改修等各急務ト認ムル施設ヲ兼ネ行フ  
コトヲ得町村トシテモ満足ノコトト思ハル

参考

三戸中央（長谷川氏温室角）ヨリ渡船場迄約  
四百九十間海上小網代迄約二百十間合計約七百間  
（十一町四十間）

三戸中央（温室角）ヨリ引橋線ヲ上リ瓜山線分岐  
点迄約六百六十間瓜山線ヲ浦ノ海岸ニ下リ宮ノ前  
田ノ脇ヲ経テ小網代部落中央迄約七百二十間合計  
約千三百八十間（二十三町）

### 【史料5】

初声御用地内耕地一時貸付ニ関スル件

昭和5年1月13日

（宮内公文書館所蔵「初声御用邸・常盤松御用  
邸・皇子御殿沿革誌」12096）

立案昭和五年一月十三日 帝室林野局長官

決裁昭和 年 月 日

御用邸用地内耕地一時貸付ニ関スル件  
按

帝室林野局長官

神奈川県知事

依頼

先般御内儀致置候通初声村地内御用邸用地ノ内田  
及畑地ハ御造営延期ノ為本年ハ従来ノ耕作人ニシ  
テ引続キ耕作ノ希望ヲ有スル者ニ限り料金ヲ徴シ  
テ耕作ヲ許シ差支無之候ニ付乍御手数左記ノ事項  
御取調相煩度

追テ従来ノ耕作人ニ於テ引続キ耕作ノ希望ナキ箇  
所ハ他ニ希望者アルモ之ヲ許サス其儘ト致置ク方  
針ニ有之候條為念申添候

記

一、耕地ノ地番，地目，反別及従来ノ耕作人氏名，  
耕作人ハ自作，小作ノ別ヲ掲ケ引続キ耕作ヲ為ス  
希望ノ有無ヲ確メラレ度

二、従来ノ小作料金及其納期

自作地ハ附近類地ノ小作料金ヲ基準トシテ相当額  
ヲ査定セラレ度

三、果樹園ノ果実ハ産物払下ノ形式ニ依ルコトト  
シ従来ノ仕付人ヲシテ果樹ノ撫育ニ必要ナル施  
肥，手入，等一切ノ管理ヲ行ハシメ其所要経費ノ  
見積額ト生産果実ノ見積価格トノ差額即チ純収入  
ノ半額程度ノ金額ヲ以テ払下代金トシテ生産物一  
切ヲ仕付人ニ取得セシムルコトニ致度ニ付右金額  
ノ査定並仕付人トノ交渉方可然取計願度

買上地地目別調書（初声村地内）

省略

立案昭和五年七月二日 帝室林野局長官

決裁昭和 年 月 日

初声村所在御料地内耕作地一時貸付ノ件  
神奈川県知事ヨリ別紙ノ通回答有之候ニ付一般ノ  
貸地料ハ県庁査定ノ通り壹反歩当金九円（坪三  
錢）トシ望楼敷地等ノ耕作不能面積ヲ控除シ猶従  
来ノ小作料金ヨリ多額ナルモノハ従来ノ料金迄減  
額シ又果実代ハ純収入ノ六割余トナシ別紙調書ノ  
料金ヲ以テ左記様式ノ請書ヲ徴シ貸払下方取計可  
然哉

記

請書

神奈川県三浦郡初声村大字三戸字 番外 筆

一、田 歩

一、畑 歩

拝借期間〈自昭和五年一月 至同 年十二月〉  
一ヶ年間

拝借料金年額金

右御料地拝借耕作ノ義特ニ御許可相成候ニ付テハ  
左記ノ條項堅ク遵守可致此段御請仕り候也

神奈川県三浦郡初声村大字三戸 番地

昭和五年 月 日 拝借人

同県同郡同村大字同 番地

保証人

帝室林野局長官 三矢宮松殿

記

一、 拝借期間ハ一ヶ年限リニ付若シ明年度ニ於テ

耕作差許サル、場合ニハ改メテ出願可仕許可ノ上  
ニアラサレバ決シテ耕作ニ着手致ス間敷ク候  
二、 拝借地ハ拝借人自ラ之ヲ耕作シ他人ニ転貸又  
ハ耕作譲渡等ノコトハ一切致ス間敷ク候  
三、 拝借料金ハ御指定ノ通り遅滞ナク納入可仕如  
何ナル場合ニ於テモ減免又ハ延納等ノ義ハ一切出  
願致ス間敷ク候  
四、 工事ノ設計其他御用ノタメ拝借地内ニ御立入  
リ相成リ候トモ異議ナキハ勿論其ノ為メ作物等ニ  
損害ヲ蒙ルコトアルモ補償等ハ一切請求致ス間  
敷ク候

請書

神奈川県三浦郡初声村大字三戸字入道込  
二千九十三番外六筆内果樹園桃外五種果実全部  
払下期間〈昭和五年一月 至昭和五年十二月〉  
一ヶ年間但蜜柑ニ限り採取期限昭和六年三月末日  
迄トス

払下代金

右果実払下ノ義御許可相成候ニ付テハ左記條項堅  
ク遵守可致此段御請仕候也

昭和五年 月 日

神奈川県三浦郡初声村大字三戸  
二千四百六十二番地

払受人 田中毅太郎

同県同郡同村大字同 番地

保証人

帝室林野局長官 三矢宮松殿

記

一、 果樹ニ対スル施肥、手入等ハ一切自費ヲ以テ  
充分ニ之ヲ行ヒ樹勢ヲ衰ヘシメサル様入念ニ撫育  
可致候

二、 払下代金ハ御指定ノ通り遅滞ナク納入可仕如  
何ナル場合ニ於テモ減免又ハ延納等ノ義ハ一切出  
願致ス間敷ク候

三、 工事ノ設計其他ノ御用ノ為メ果樹園ニ御立入  
相成候共異議ナキハ勿論其ノ為メ損害ヲ蒙ルコトア  
ルモ補償等ハ一切請求致ス間敷ク候

按

帝室林野局長官

神奈川県知事殿

依頼

本年六月三日附ヲ以テ御送付ニ係ル初声村所在御  
料地内耕地小作並果実払下ノ件御査定ノ料金ヲ以  
テ貸払下ノコトニ決定致候條々御手数別紙様式ノ  
請書ヲ徴シ御送付相煩度

追テ望楼敷、同材料置場、内畦畔等ノ耕作不能地  
面積ハ之ヲ控除シ御査定料金ニシテ従来ノ小作料  
金ヲ超過スルモノハ従来小作料金迄減額シ又果実  
代ハ純収入ノ六割余トナシ別紙調書ノ通りノ料金  
ヲ徴シテ貸払下可致候

参考

三戸地内御料地田畑耕作地

全面積18町6畝22歩（外畦畔ヲ除ク）320筆

内

耕作希望地 16町1反8畝20歩 261筆

不希望地 1町8反5畝26歩 59筆

除地 2畝6歩

貸地料金 1451円21銭

果樹園 4反1畝12歩 4筆（外ニ地目山  
林ノ部分アリ）

払下代金 30円

昭和五年六月三日

神奈川県知事 山県治郎

帝室林野局長官 三矢宮松殿

御料地拝借願ノ件

本年一月二十二日附四監六一七ノ二七一号ヲ以  
テ御内命有之候県下初声村御料地内耕地ハ御造営  
御延期ノ為本年度従来ノ耕作人ニ限り引続キ耕作  
御許可ノ旨ニ基キ調査候処別紙ノ通り願書提出候  
條可然御詮議被成下度此段及回答候也

追テ小作料ニ就テハ左記ノ理由ニ依リ別紙調書ノ  
通ニテ適当ト認メ候條副申候也

理由

一、 一般小作料ハ大体十五円以上二十円内外ナル  
コト

（別紙田畑小作料調書参照）



- 二、小作料ハ穀納金納又ハ両者混納等区々ナルコト
- 三、納期ハ穀納等ノ關係上一定セサルコト
- 四、夏作、冬作ノ収穫ハ耕作上二ヶ年ニ亘ルヲ以テ小作期間ノ關係上収益充分ナラサルコト
- 五、以上ノ理由ニ依リ小作料ハ低廉ナルヲ至当トスヘキヲ以テ田畑坪当平均三錢（反九円）トシ総テ金納トスルコト
- 六、前項ノ料金ハ出願者ニ於テモ大体諒解シ居ルコト
- 七、生産物払下代金ハ純益全部ヲ提供セシムルコト

目録

一、御料地拝借願	五拾九通
二、生産物払下願	壹通
三、耕作地調書	壹通
四、田畑小作料調書	壹通
五、果樹園一ヶ年間収支見積高調	壹通
六、田畑耕作希望調	壹通

【史料6】

初声御用邸用地買収（追加）之件

昭和5年4月18日

（宮内公文書館所蔵「初声御用邸・常盤松御用邸・皇子御殿沿革誌」12096）

立案昭和五年四月十八日 帝室林野局長官

決裁昭和 年 月 日

御用邸用地買収ニ伴フ諸施設等ノ件

神奈川県三浦郡初声村及三崎町ニ於ケル御用邸用地買収ニ伴フ諸施設等ニ付テハ昨年十二月二日御決裁ヲ経タル要綱ニ依リ処理ヲ進メ買収事務ハ建物ノ移転未済ノモノ一件ヲ除クノ外全部完了シ又小作人等ニ対スル賜金モ賜与済ミニシテ一同ノ感激一方ナラサルモノ有之候而シテ県庁ニ依頼シ置キタル諸施設ノ計画モ別紙ノ通り設計案回牒有之候処左記ノ分ハ植栽等ノ關係上取急キ処理ヲ要シ候ニ付実行方県庁ヘ照会致度此段仰高裁

記

- 一、三浦道寸、同荒次郎両墓ノ修理

（イ）道寸墓 玉垣其他在来石材補足修理，外野木柵築設

経費金貳百九拾貳円（第一号案）

（ロ）荒次郎墓 設計 同上

経費金五百四拾円（第二号案）

経費合計金八百参拾貳円 内法要費百貳拾五円

実行方法ハ県庁ニ一任シ経費ヲ補償スルコト

二、両墓参道ノ開設（町村道）

延長五十一間余巾九尺，敷地ハ全部御料地ニ付完成ノ上潰地ハ分筆シテ町村ニ譲与スルコト

経費金百九拾八円

実行方法ハ県庁ニ一任シ経費ヲ補償スルコト

二〔三〕，油壺道ノ附替（町村道）

本道延長百七十五間余 巾三間半

枝道延長十七間余 巾約九尺

経費金貳千七百六拾参円八拾銭

道路敷地ハ御料地及民有地双方ニ跨リ新道内ノ民有地（潰地共）約四百十五坪ト新道外ニ残ル御料地約四百六十七坪トハ交換ヲ要スルニヨリ工事着手ニ当リ夫々分筆ノ上交方実行ノコト

道路完成ノ上ハ附替ニ依リ廢道敷地ト新道路敷地ト交換又ハ御料地譲与，廢道敷無償譲受ヲ為スコト

実行方法ハ県庁ニ一任シ経費ヲ補償スルコト

四、沿岸官有地ノ取込

沿岸海水面ニ付キテハ内務大蔵両省協議ノ結果国有財産法ノ適用ヲ受クヘキモノニアラサルコトニ解釈決定シ其旨内務省ヨリ県ニ指示アリタル趣ニ付左記ノ通り譲与方県庁ヘ照会ノコト但シ御警衛棧橋其他ノ施設及衛生上支障ナキ限り漁業其他公共ノ使用ハ従来ノ儘タルコト

初声村

寄洲（陸地）	約1万197坪
干潮時陸地	約1万2278坪
海面	約2万8963坪
計	5万1438坪

三崎町

寄洲（陸地）	約1万3176坪
干潮時陸地	約2万2276坪
海面	約7666坪

計約 4 万3119坪  
 合計約 9 万4557坪  
 此面積ハ大略ノモノニ付実測ノ上ハ相当増減アル  
 ヘシ

案一

帝室林野局長官

神奈川県知事  
 依頼

本年三月廿八日附ヲ以テ御送付ニ係ル道路其他ノ  
 工作物設計書ノ内決定ノ分左記ノ通り可然実行方  
 御取計相煩度所要経費ハ御要求ニ従ヒ支払可致候

記

一、三浦道寸墓修理

第一号案ニ依リ経費総額貳百九拾貳円

二、三浦荒次郎墓修理

第二号案ニ依リ経費総額五百四拾円

三、両墓参道ノ開設

経費総額百九拾八円

道路敷地ハ分筆ノ上譲与可致

四、油壺道附替

経費総額貳千七百六拾参円八拾銭

道路敷地トナルヘキ民有地及新道ノ内側現在道ト  
 ノ間ニ存スル民有地合計四百四拾五坪ト新道路外  
 ニ残ル御料地四百六十七坪トノ交換及附替ニヨル  
 廢道敷地ノ無償譲受又ハ新道路敷地トノ交換方  
 可然御交渉煩度

案二

帝室林野局長官

神奈川県知事  
 照会

三浦郡初声村大字三戸及三崎町大字小網代内御用  
 邸用地トシテ買収シタル土地ノ地先海岸ノ寄洲、  
 及海面ノ一部別紙図面ノ区域御水泳其他ノ関係上  
 必要ニ付帝室用トシテ左記ノ通り譲与相受度候條  
 供用廢止其他可然御取計相煩度  
 追テ御警衛及当方ノ施設並衛生上差支ナキ限り漁  
 業其他公共ノ使用ハ現在ノ通り供用セシムル筈ニ  
 有之候

記

初声村大字三戸

官有寄洲其他陸地 約 1 万1977坪

干潮時陸地 約 1 万2278坪

海面 約 2 万8963坪

計 約 5 万1438坪

附箋

今後小網代湾内及沿岸部落地内ニ於ケル神奈川県  
 知事ノ行政処分、許可等ニ就テハ予メ宮内省ニ協  
 議ヲ受クルコトニ取定メノ件ハ別途記案ノ筈

初声三崎御用邸用地買収経費調（五年五月十九日  
 現在）

種目	予算額 (円)	支払額 (円)	差引 (円)
土地代	899,255	901,470.65	-2,215.65
土木代 (果樹補償共)	33,500	30,012.12	3,487.88
移転料 (買上共)	10,000	既 10,109.20 未払 900.00	-1,009.20
小作補償 (渡船補償共)	20,000	12,931.00	7,069.00
火葬場賜金及雑費		130.30	-130.30
御用邸道路補償	170,000	170,000.00	
渡船道附替	50,000		50,000.00
廢道賜金	20,000		20,000.00
予備費	17,245		17,245.00
計	1,220,000	1,125,553.27	94,446.73

追而本件経費3,793円80銭ハ予備費17,245円ノ内  
 ヲリ支弁ノ見込

立案昭和四年十一月六日 帝室林野局長官

決裁昭和四年十二月二日

御用邸用地買収ニ関スル件

神奈川県三浦郡初声村及三崎町所在御用邸用地ノ  
 買収ハ別紙調書ノ通り十六万四千五百余坪ノ買上  
 ヲ了シ追加買収其他之ニ附随スル諸般ノ事項ハ  
 夫々円滑ニ進行中ノ処今般御用邸ノ御造営延期ノ  
 旨仰出サレ候ニ付テハ目下手続中ノ左記事項ハ用  
 地買収ニ伴フモノニシテ中止難致事情ニ有之候ニ  
 付予定ノ通進行スルコトニ致度猶買上地ハ御造営  
 著手迄当局ニ於テ之ヲ管理シ左記ノ通処理致度此

段仰高裁

記

一、追加買収地

(イ) 三戸 田	9筆	1,002坪
	代金	5,581円14銭
(ロ) 同 畑	1筆	140坪
	〃	1,100円40銭
(ハ) 同 山林	1筆	63坪
	〃	178円92銭
(ニ) 小網代 田	26筆	886坪
	〃	4,430円

以上売上証書提出済

(ホ) 小網代 墓地	1筆	48坪
	代金	192円
(ヘ) 同 樹林帯	4筆	148坪 8号6勺
	〃	1,610円44銭

以上売上ハ承諾済ミナレトモ相続並分筆手続未済  
ノ為証書未出ノモノ

(ト) 小網代 畑	1筆	74坪
	代金	555円

右ハ三方買収地ニ囲マレタル低キ畑地ニシテ林木  
成長ノ曉ニハ日蔭地トナリ荒廃ヲ来タスヘキニヨ  
リ所有者ヨリ買上方ヲ出願セリ、境界整理上ヨリ  
見ルモ買収ヲ可トス

合計 2,361坪 8合6勺 代金 1万3,647円90銭  
追加買収地上ノ立木ハ県ニ於テ目下調査中代金ハ  
百円以内ノ見込

二、買収地々上物件ノ移転及買収

買収地上ニ存スル建物及附属物件並墳墓小祠、石  
碑ノ類ハ移転承諾済ニシテ又買収ヲ要スル建物ノ  
内壱棟ノ交渉未済アルノミ（三戸地内ノ地上物件  
ニシテ移転ヲ要スルモノハ悉皆移転ヲ了シ小網代  
地内ノ分モ目下移転中）

三、三戸小網代連絡道路ハ曩ニ関係部局長会議ニ  
於テ協議シタル案ヲ県当局ニ示シ県ハ目下概測設  
計中ニ付成案ノ上協議越ノ筈ナリ但シ実行ハ明年  
度ニ入ル見込

案ハ三戸部落ノ中央ヨリ起リ新設県道ヲ横キリ引  
橋ニ至ル九尺巾ノ町村道ニヨリ十八田ニ至リ分岐

シテ小網代字浦ノ田ニ下リ（之レ迄ハ現在ノ道路  
ヲ修理利用ス）買収ノ田ヲ経テ丸山ニ上リ更ニ字  
広尾ノ田ニ下リ白髭神社後背ノ山ヲ斜上シテ三度  
ビ田ニ下リ（之レ迄ハ可成買収地界ニ沿ヒ御料地  
内ニ新設ノ見込ナリ）現在ノ町村道ヲ改修シテ小  
網代部落ニ通ス十八田分岐点ヨリ道巾ハ六尺トス  
四、小網代湾内海水浄化施設

小網代湾内ノ海水ハ部落ノ塵芥、下水等ニ依リ汚  
穢セラレアル現状ナルニ依リ海浜ニ投棄シ居ル塵  
芥ヲ町営塵芥捨場ニ搬出スル為壺壺道ヨリ部落ニ  
至ル自動車道路ノ開鑿及下水ヲ浄化ノ上放流スル  
浄化施設ニ付テハ目下県庁ニ於テ計画中ニ付成案  
ノ上ハ協議アルヘキニヨリ是等ノ衛生施設ニ要ス  
ル経費ハ宮内省ニ於テ相当ノ補助ヲ為スコト

五、三浦道寸、同荒次郎両墓修理

両墓共買収地内ニ孕在スル関係及背後地ノ展望ヲ  
遮蔽スル必要等ニヨリ部長会議ニ於テ協議ノ上所  
有寺院又ハ地元部落ニ於テ両墓ノ玉垣其他ヲ修理  
復旧シ且墓背及左右ノ御料地ハ立入りヲ遮断スル  
囲障施設並法要等ヲ行フタメ要スル経費千円位ヲ  
賜ハルノ見込ヲ以テ内意ヲ県庁ニ伝ヘタルニヨリ  
県ニ於テ目下計画中ニ付成案ノ上内申アル筈ナリ  
六、買収地内町村道廃止並一部附替

買収地内ノ町村道ハ三戸地内ハ全部廃止小網代地  
内ハ部落ノ交通支障ナキ程度ニ廃止シテ之ヲ、宮  
内省ニ無償譲受ヲナスコトニ決シ目下其手続中進  
行中ニ付譲受ノ上ハ地元町村ニ対シ予算額二万円  
ノ範囲内ニ於テ賜金ヲ仰ク予定ナリ

又小網代地内壺壺道ノ一部附替及道寸墓ヨリ大学  
用地ニ至ル道路新設ノ件ハ県ニ於テ設計ノ筈此経  
費ハ宮内省ニ於テ負担ノコト

七、御用邸用地附近火葬場ノ撤退

三戸上ノ原新設県道ト買収地トノ間ニ存スル三戸  
部落火葬場ハ御用邸予定地ニ近接シ居リ恐レ多シ  
トナシ所有者光照寺ニ於テ十月廿六日火葬場廃止  
ヲ届出テ廿七日以降火葬ヲ行ハサルコト、ナリ別  
紙ノ通初声村長ヨリ報告アリタルニヨリ所有者光  
照寺ニ対シ相当ノ下賜金ヲ仰ク見込ナリ

八、沿岸官有地ノ取込

買収地ノ沿岸寄洲及隆起岩盤等満潮時ニ於ケル陸



地ハ勿論御水泳場，艇庫予定地前，鑿泉地前ノ小湾，小網代湾奥ノ浅海及道寸墓左右ノ船附場附近ノ海面下ノ地盤等ハ将来ノ施設並管理上取込ノ必要アルニヨリ曩ニ県庁及大蔵省ノ関係員会合打合ノ結果陸地ニ付テハ差支ナキモ水面下ノ地盤ニ付テハ支障ナキ限り譲与ノ方針ヲ以テ県ニ於テ考究スルコト、シ若シ譲与ヲ得ラレサル場合ニハ水面ノ占有権ヲ取得シ置ク見込ニ付協議纏リ次第稟議ノ予定ナリ

九、耕作取止植樹並小作人ニ対スル賜金

先般関係部局長会議ニ於テ田畑ノ耕作ハ本年限り両町村共一斉ニ取止メ小網代地内ハ明年度中当局ニ於テ全部植樹ヲナス計画ヲ樹ツルコトニ定メ此旨県庁ヲ経テ地元へ通告シ一方耕作取止メニヨリ小作人〔人〕等ノ蒙ムル苦痛ニ対シ賜金ヲ仰ク見込ヲ以テ適当ノ立案方ヲ県庁ニ依頼シ県ニ於テハ町村ノ理事者ト共ニ講究中ノ処御造営延期トナリタルヲ以テ次ノ如ク変更セムトス

(イ) 小網代地内ハ既定ノ方針ヲ以テ耕作ヲ本年限り取止メ明年中ニ植樹ヲナシ(植樹計画及其予算ハ別途稟議ノ見込)小作人等ニ対シ賜金ヲナス但シ其ノ率額ハ三戸地内ノ分ヨリ若干ノ増額ヲナスコト

(ロ) 三戸地内ハ御造営着手ノ前年迄民間小作料ノ半額以下ヲ徴シ従来ノ耕作人ニ限り一ヶ年宛有料貸付ヲナス

果樹園ハ産物払下ノ例ニ倣ヒ産物ヲ有料払下トナスコト耕作取止メノ際小作人等ニ対シ貸付期間ヲ斟酌シテ小網代地内ノ分ヨリ低率ノ賜金ヲナスコト

右ノ案ハ一応県庁ニ示シテ其意見ヲ徴シタル上ニ於テ実行シ賜金ニ付テハ別途稟議ヲナスコト

参考 買上耕作地面積及小作面積

町村	地目	耕地買上面積(坪)	小作面積(坪)
初声	田	7,435	2,143
	畑	48,019	11,158
	計	55,454	13,301
三崎	田	3,788	1,681
	畑	22,339	10,640
	計	26,127	12,321
合計		81,581	25,622

一〇、土地其他ノ管理

買収地ハ御造営著手迄ハ当局ノ所管トシ著手ニ当リ所要地域ヲ内匠寮ノ主管ニ移スコト、シ三崎町地内ノ土地ハ将来モ当局之ヲ管理スルコト但シ造営計画上内匠寮ニ於テハ随時土地建物ヲ使用スルコト

差当り県庁ヲ経テ地元町村ノ有力者ニシテ誠実且ツ信用アル者ヲ撰ヒ土地建物ノ看守取締方ヲ委託スル見込ナリ 以上

御用邸用地買収済面積及代金調(十月卅一日現在)

一、面積

	地目	面積(坪)	単価(円/坪)	
三崎町	宅地	335.82		12.00
	田	3260.00		5.00
	畑	23,362.00	乙	6.50
			甲	7.50
			特乙	8.00
			特甲	8.50
	山林	40,851.00	乙	2.50
			甲	4.00
			特	6.00
	原野	1,383.00		2.50
				6.00
	墓地	2.00		2.00
計	69,193.82			
初声村	宅地	53.42		12.00
	田	7,253.00		5.57
	畑	49,653.00		7.86
	山林	37,724.00		2.84
			特	6.00
	原野	649.00		2.84
計	95,332.42			
合計	164,526.24			

二、土地筆数及所有者数

三崎町	381筆	110人
初声村	467筆	70人
合計	848筆	180人(内1名重複ス)

三、土地代金

三崎町	34万1,273円80銭
初声村	54万6,601円41銭
合計	88万7,875円21銭
予算残額	1万1,379円79銭

四、立木代金  
三崎町 9,171円87銭  
初声村 2万718円2銭  
合計 2万9,889円89銭  
予算残額 3,610円11銭

五、土地立木代金予算残額  
金1万4,989円90銭

以下省略  
初発第二八五〇号  
昭和四年十月二十九日 三浦郡初声村長  
火葬場使用廃止ノ件

副申  
部内小網代千五百四番地小菅常吉ヨリ別紙稟請致候字東ノ台千五百貳拾参番ノ畑ハ本人稟請ノ通将来其ノ周囲ノ樹木成長スルトキハ耕作ニ差支ヲ生スルコト、認メラレ候ニ付テハ格別ノ御詮議ヲ以テ御料地ニ御買上被成下様致度副申候也

昭和四年十一月一日  
神奈川県三浦郡三崎町長 佐藤元次郎  
帝室林野局長官 三矢宮松殿

稟請  
自分所有ノ三崎町小網代字東ノ台千五百貳拾参番ノ畑壹筆ハ其ノ周囲三方ハ御料地ニ一方ハ他人所有ノ蜜柑畑ニ隣接セル關係上将来此四圍ノ樹木成長スルニ從ヘ耕作不能ト相成ヘク候ニ付テハ格別ノ御詮議ヲ以テ先般御買上相成候他ノ同等畑地ノ価格ニテ御料地ニ御買上被成下度奉願上候也

昭和四年十一月一日  
神奈川県三浦郡三崎町小網代千五百四番地  
小菅常吉

帝室林野局長官 三矢宮松殿

土地ノ表示

三浦郡三崎町小網代字東ノ台千五百貳拾参番

一、畑 貳畝六歩 外畦畔八歩

以下六枚

昭和四年八月調

御用邸用地々籍簿 三崎町大字小網代 一枚

同 初声村大字三戸 一枚  
〔付図：略〕

### 【史料7】

初声御料地町村道ノ一部付替ノ件

昭和5年7月12日

(宮内公文書館所蔵「初声御用邸・常盤松御用邸・皇子御殿沿革誌」12096)

立案昭和五年七月一二日 帝室林野局長官

決裁昭和五年 月 日

御用邸用地内町村道ノ一部附替ニ関スル件

先般神奈川県知事ニ依頼致候三浦郡三崎町地内町村道油壺道ノ一部附替ノ件ニ関シ別紙ノ通り同県知事ヨリ協議有之候ニ付取調候処本件關係民有地ハ筆数十筆所有者十名ニシテ其内ノ七筆ハ關係面積一畝歩未滿ノ小面積ニ過キサルニヨリ是等ノ所有者ノ多クハ新道外側ニ残ル御料地内ノ相当面積ヲ換地トシテ与ヘラル、モ其面積狭小ニ過キ耕作上ノ不利不便不少ニヨリ交換ニ応セス買取り方ヲ申出テ交渉纏マラサルニヨリ斯ル小面積ノ土地ハ之ヲ買収シ其換地タルヘキ御料地ヲ接続地所有者ニ買取ラシムルノ外ナク而シテ之ヲ買収スル価格ニ付テハ曩ニ当局ニ於テ買上タル土地ノ価格ハ利用ノ關係上宅地ノ価格ニ比準シタルモノナリシカ此際之ヨリ下スコト困難ナルニ反シ其換地ヲ隣地主ニ買取ラシムル価格ハ耕地トシテ収支相償フニ足ル価格ヲ以テスルニアラサレハ引取りヲ肯セサル事情ニアリ交換ヲ以テ一切ヲ解決セントスルニハ提供御料地ノ面積ヲ増シテ之ヲ調節スルノ外ナキニヨリ県庁ニ於テハ三崎町理事者ト協議ヲ遂ケ当該路線ノ拡張計画ヲ有効幅員三間トシ之レニ順応シテ附替工事ノ設計ヲ変更シ外側ニ於テ幅員約三尺ヲ減シ交換面積ノ差ヲ百五十坪余(前設計ノ差面積ハ二十二坪弱)ニ増加シタルモノニ有之事情已ムヲ得サルモノト被認候ニ付承認ノコトニ致度此段仰高裁

按

帝室林野局長官

神奈川県知事

回答

本年七月附五道第九三六号ヲ以テ御協議ニ係ル町  
村道引橋油壺線ノ一部附替工事設計変更ノ件承認  
致候條可然御取計相煩度

備考

一、本件ヲ土地交換トセス民有地ヲ買上ケ残余御  
料地ヲ払下クルトセハ

(イ) 民地382坪85ノ買取価格

3,254円余 坪当 8 円50銭

(ロ) 御料地533坪ノ処分見込額

1,599円 坪当 3 円ノ場合

2,132円 坪当 4 円ノ場合

二、本件ヲ稟議ノ通り実行スルトキハ

(イ) 買取ヲ要スルー畝歩未満ノ民地95坪83ノ  
買収費 814円余 (坪 8 円50銭)

(ロ) 買取民地ノ換地95坪83ニ交換差面積150坪  
15計245坪98ノ売渡見込額

737円余 (反900円ノ割)

若シ反1,200円トナレハ983円余

註 本件交換ハ三崎町ニ於テ仲介ニ立チ一旦關係  
民地全部ヲ買取り当方ト交換ヲ了シ更ニ關係者ニ  
譲渡スル予定ナレバ其間ニ於テ分筆登記等ノ費用  
ヲ要スルノミナラス残地ノ地形狭長不整ナルヲ以  
テ対等面積ニテ取引ヲ為スコト困難ナリ

五道第九三六号

昭和五年七月四日

神奈川県知事 山県治郎

帝室林野局長官 三矢宮松殿

御用邸敷地關係道路工事設計変更ニ関ス  
ル件

本年三月二十八日附号外ヲ以テ送達致置候標記道  
路工事設計書中引橋油壺線付替工事ハ施行上変更  
ノ必要有之候ニ付別紙変更調書ノ通御訂正方御聽  
許相成度此段及協議候也

設計変更ノ理由

一、道路付替ニ要スル御用邸敷地ト民有地トノ交  
換ニ就テハ民有地主多数ノ為之レカ受授ニ際シ現  
金ヲ以テ一部權利ヲ買取ヲ要スルモノアリ

二、前項ノ理由ニ依リ民有地ヨリ道路敷及御用邸

敷地ニ編入セラルヘキ面積ト御用邸敷地ヨリ民有  
地ニ下附セラルヘキ面積トノ比ハ關係者ニ於テ下  
附面積ノ多カラシコトヲ希望シ居ルコト

三、以上ノ關係ヲ調節スル為当初ノ設計ニ対シ其  
内側ノ計画線ヲ移動スルコトナク外側ノ計画線ヲ  
幾分縮少シ従テ法部ノ工法ニ変更ヲ加ヘタル結果  
其交換面積ノ比左ノ如シ

イ 御用邸敷地ヨリ民有地ニ下附ノ分  
面積533坪

ロ 民有地ヨリ道路敷及御用邸敷地ニ編入ノ分  
面積382坪85

内訳

239坪61 道路敷地トナル分

143坪24 御用邸敷地トナル分

四、設計変更ノ結果ニ依リ工費予算ハ工事費ニ於  
テ幾分低減シ得タルモ再三調査ヲ要セル為測量其  
他雜費ニ於テ多少共増額ノ必要ヲ生セルヲ以テ総  
額ニ於テハ何等増減ナシ

五、本路線ハ地元役場ニ於テ将来三間ニ拡張計画  
ヲ有スルヲ以テ付替部分ニ対シテハ有効幅員三間  
トシテ計画セラレ度希望ニ依リ本設計書ノ通り計  
画セルコト

目録

町村道引橋油壺線

一、付替道路工事変更設計書 二通  
右省略

### 【史料 8】

初声御料地附近行政処分ニ関スル件

昭和 5 年 10 月 4 日

(宮内公文書館所蔵「初声御用邸・常盤松御用  
邸・皇子御殿沿革誌」12096)

立案昭和五年十月四日 帝室林野局長官

決裁昭和 年 月 日

初声御用邸用地附近ノ地域ニ於ケル行政  
処分等ニ関スル件

別紙ノ通神奈川県知事ヨリ委細了承ノ旨回答有之  
候ニ付供高覽候也

五官第三八〇号



昭和五年十月二日

神奈川県知事

宮内次官殿

本年七月十六日附宮発第四八九号ヲ以テ県下初声村及三崎町地内ニ設置可相成御用邸ニ関連シ附近ノ土地ニ於ケル風紀、衛生、警衛、風致其他諸般ノ取締等ニ付御内議相成候様御照会有之委細了承仕リ関係ノ向ヘモ夫々示達致置候條此段及回報候也

立案昭和五年七月一日 帝室林野局長官

決裁昭和 年 月 日

初声御用邸用地附近ノ地域ニ於ケル行政処分等ニ関スル件

先般山県神奈川県知事参省ノ節打合セ置キ候初声村及三崎町地内御用邸用地附近ニ於ケル行政処分等ハ一応事前ニ協議ヲ受クルノ義ニ付左案ノ通照会相成可然哉

案

宮内次官

神奈川県知事

照会

三浦郡初声村及三崎町地内御料地ニ設置相成可キ御用邸ニ関連シ附近ノ土地ニ於ケル風紀、衛生、警衛、風致其他諸般ノ取締等ニ付テハ相当御考慮ヲ煩ハシ居リ候コト、被存候処当省ニ於テモ御使用ノ関係上考慮ノ必要モ可有之候ニ付今後初声村大字三戸並三崎町大字小網代一円ノ地域及小網代湾内ノ水面ニ対シ法規ヲ制定セラレ又ハ埋立、漁業等ノ免許、営業ノ許可、其他行政上ノ処分ヲ為サル、場合ニハ事前ニ宮内省ヘ御内議相成候様致度猶主務大臣ノ権限ニ属スルモノハ経伺又ハ進達前ニ於テ御内議ヲ得度候

【史料9】

初声御用邸内町村道敷地献納ノ件

昭和5年10月23日

(宮内公文書館所蔵「初声御用邸・常盤松御用邸・皇子御殿沿革誌」12096)

立案昭和五年十月廿三日 帝室林野局長官

決裁昭和 年 月 日

廃道敷地献納受領ノ件

御用邸用地内町村道敷地献納方別紙ノ通初声村長及三崎町長ヨリ申出有之候ニ付受領方取計度  
按

帝室林野局長官

神奈川県知事

通牒

本年八月二十日及十月三日附五経第一九一号ヲ以テ御送付ニ係ル三浦郡初声村長並三崎町長出願御用邸用地内町村道敷地献納ノ件左記ノ通受領致候條両町村ヘ可然御伝達相煩度

記

神奈川県三浦郡初声村大字三戸地内廃道敷三十五筆

一、面積 貳千五百六坪七合

同県同郡三崎町大字小網代地内廃道敷十七筆

一、面積 千百七十六坪六号七勺

五経第一九一号

昭和五年八月二十日

神奈川県知事 山県治郎

帝室林野局長官 三矢宮松殿

御用邸敷地内村有土地献上ノ件

標記ノ件ニ付地元初声村長ヨリ別紙ノ通願出有之候條書類及申達候也

目録

一、村有土地献上願 壹通

附属書類

土地台帳謄本三十五筆分

議案 壹通

初発第二一五一号

村有土地献上願

神奈川県三浦郡初声村大字三戸御料地内ニ介在スル町村道ハ昭和四年十一月十八日公用ヲ廃止シ規定期間満了後地番設定ノ上本年七月二十二日別紙第一三号議案及第二号指令ノ通り町村財産ニ取得候ニ就テハ同第一三号議案附帯決議ノ通り宮内省ニ献上致度土地台帳謄本相添ヘ此段奉願候也

追テ町村財産ノ処分ニ対シテハ町村制第四十條第六項ニ依リ別段地方長官ノ許可ヲ要セサル義ニ付申添候也

昭和五年八月九日

神奈川県三浦郡初声村長 河田伸三郎

宮内大臣 一木喜徳郎殿

土地台帳以下省略

崎発第三六六号

町有土地献上願

神奈川県三浦郡三崎町大字小網代御料地内ニ介在スル町村道ハ昭和四年十一月二十六日公用ヲ廃止シ規定ノ期間満了後町有財産ニ取得ノ上宮内省へ献上ノ義別紙ノ通り町会ノ議決ヲ経候條御採納相成度土地台帳謄本相添へ此段奉願候也

追而町有財産処分ニ対シテハ町村制第四拾條第六項ニ依リ別段地方長官ノ許可ヲ要セサル義ニ付申添候

昭和五年拾月壹日

神奈川県三浦郡三崎町長 佐藤元次郎

宮内大臣 一木喜徳郎殿

五経第一九一号

昭和五年十月三日

神奈川県知事 山県治郎

帝室林野局長官 三矢宮松殿

御用邸敷地内町有土地献上ノ件

標記ノ件ニ付地元三崎町長ヨリ別紙ノ通願出有之候條書類及申達候也

目録

一、町有土地献上願 壹通

附属書類

土地台帳謄本拾七筆分

議案 貳通

議案第二五号

官有廢道敷ヲ受領ノ上宮内省へ献上ノ件

省略

昭和五年四月十一日提出

同日原案可決

三崎町長 佐藤元次郎

以下省略

【史料10】

初声御用邸付近官有砂地繼續使用ニ関スル回答

昭和5年11月12日

(宮内公文書館所蔵「初声御用邸・常盤松御用邸・皇子御殿沿革誌」12096)

立案昭和五年十一月十二日 帝室林野局長官

決裁昭和 年 月 日

御用邸用地附近官有砂地繼續使用ニ関スル件

神奈川県三浦郡初声村大字三戸地内海岸官有砂地ノ一部肥料溜トシテ繼續使用許可ニ関シ神奈川県ヨリ別紙ノ通照会有之取調候処右ハ現存ノモノヲ繼續使用セントスルモノニシテ支障無之ト被認條左案ノ通回答致度

按

帝室林野局

神奈川県

回答

本年十一月十日附五経第三三二五号ヲ以テ御照会ニ係ル三浦郡初声村三戸地内官有砂地繼續使用ノ件支障之無〔ママ〕候

五経第三三二五号

昭和五年十一月十日

神奈川県

帝室林野局

御中

官有砂地使用ノ件

管下三浦郡初声村三戸地内ニ於テ別紙調書ノ通標記ニ関シ出願候條支障ノ有無ニ付何分ノ御回報相煩度此段及照会候

三浦郡初声村地内官有砂地使用出願調書

出願位置	面積 (坪)	使用目的	備考
三戸字上ノ原2574番地先	1	肥料溜	※1
同字神田1077番地先	2	同	※2
同1028番地先	2	同	同

(※1) 昭和四年一月ヨリ同五年十二月迄使用許可ノ処  
継続使用出願

(※2) 昭和三年十二月ヨリ同五年十一月迄使用許可ノ  
処継続使用出願

### 【史料11】

#### 御用邸用地トシテ受領シタル海陸面積等ニ関スル件

昭和6年1月24日

#### (宮内公文書館所蔵「初声御用邸・常盤松御用邸・皇子御殿沿革誌」12096)

立案昭和六年一月廿四日 帝室林野局長官

決裁昭和 年 月 日

御用邸用地トシテ受領シタル海、陸面積  
等ニ関スル件

昨年中帝室用トシテ国ヨリ譲受ケタル小網代及三戸沿岸ノ寄洲及海面ニ対シ測量ノ結果其面積ハ左記ノ通ニ有之候ニ付供高覽候尚曩ニ神奈川県知事ヨリ申出ノ次第モ有之候ニ付実測図ヲ添ヘ右海面面積ヲ左按ノ通通牒致度

記

第一、国有雑種財産トシテ譲与ヲ受ケタル海岸寄洲実測面積

初声村地内 八千参百貳拾六坪

三崎町地内 壹万五千参拾七坪

計 貳万参千参百六拾参坪

第二、地先国有水面ノ内譲与ヲ受ケタル海面実測面積

初声村地先 四万参千四百五拾六坪

三崎町地先 四万五千四百貳拾八坪

計 八万八千八百八拾四坪

### 【史料12】

#### 初声御用邸地内耕作地一時貸付等ノ件

昭和6年10月6日

#### (宮内公文書館所蔵「初声御用邸・常盤松御用邸・皇子御殿沿革誌」12096)

#### 邸・皇子御殿沿革誌」12096)

立案昭和六年十月六日 帝室林野局長官 (三矢)

決裁昭和 年 月 日

内蔵頭 (大谷)

大臣 内匠頭

次官 大臣官房秘書課長

大臣官房総務課長

初声御用邸地内耕作地一時貸付等ノ件

神奈川県下初声御用邸地内耕作地一時貸付及果実  
採下ノ義ニ関シテハ曩ニ経伺済ノ上本年度ニ於テ  
別紙調書ノ通貸採下ヲ了シ候処内一部返地申出候  
者モ有之候得共其大部分ハ尚引続貸採下方希望致  
居候就テハ来ル昭和七年度モ本年ノ例ニ依ル別紙  
様式ノ請書ヲ徴シ貸採方取計ヒ可然哉此段相伺候  
也

追テ本文御決裁済ノ上ハ更ニ継続希望者ヲ精査シ  
当局限り処理ノコトニ致度添申候也

地番	田反別 (反)	畑反別 (反)	合反別 (反)	料金 (円)	借地人
字谷之前2245 外4筆	0.524	2.916	2.916	26.58	原平蔵
(借地人54名分略)					
計	15.925	122.219	138.214	1239.16	

#### 果実採下調書

樹種	収入 (円)	支出 (円)	差引 (円)	査定料金 (円)
桃	232.50	211.40	21.10	
蜜柑	155.80	140.20	15.60	
枇杷	12.50	10.50	2.00	
柿	14.00	7.05	6.95	
計	414.80	369.15	45.65	30.00

#### 請書

神奈川県三浦郡初声村大字三戸字 番外 筆

一田 歩

一畑 歩

拝借期間自〈昭和六年壹月 至同年拾貳月〉壹ヶ  
年間

拝借料金年額金

右御料地拝借耕作ノ義特ニ御許可相成り候ニ付テ  
ハ左記ノ條項堅ク遵守可致此段御請仕り候也

昭和六年 月 日

神奈川県三浦郡初声村大字三戸 番地



拝借人  
同県同郡同村大字同 番地  
保証人

帝室林野局長官 三矢宮松殿

記

- 一、 拝借期間ハ壹ヶ年限リニ付若シ明年度ニ於テ耕作差許サル、場合ニハ改メテ出願可仕御許可ノ上ニアラサレバ決シテ耕作ニ着手ス間敷ク候
- 二、 拝借地ハ拝借人自ラ之ヲ耕作シ他人ニ転貸又ハ耕作譲渡等ノコトハ一切致ス間敷ク候
- 三、 拝借料金ハ御指定ノ通遅滞ナク納入可仕如何ナル場合ニ於テモ減免又ハ延納等ノ義ハ一切出願致ス間敷ク候
- 四、 工事ノ設計其ノ他御用ノ為メ拝借地内ニ御立入り相成リ候トモ異議ナキハ勿論其ノ為メ作物等ニ損害ヲ蒙ルコトアルモ補償等ハ一切請求致ス間敷ク候
- 五、 若シ拝借期間内拝借地御要用ノ節ハ御通知次第直ニ返地致スヘク候此ノ場合ニ於テ返地面積カ借地一筆地ノ十分ノ一ヲ超ユルモノナルトキハ其ノ一筆地全部ノ本年度分拝借料金ノ還付ヲ受クルノ外何等補償等一切請求致ス間敷ク候

以上

帝室林野局長官 三矢宮松殿

記

- 一、 果樹ニ対スル施肥、手入等ハ一切自費ヲ以テ充分ニ之ヲ行ヒ樹勢ヲ衰ヘシメサル様入念ニ撫育可致候
- 二、 払下代金ハ御指定ノ通り遅滞無ク納入可仕如何ナル場合ニ於テモ減免又ハ延納等ノ義ハ一切出願致ス間敷ク候
- 三、 工事ノ設計其ノ他御用ノ為メ果樹園ニ御立入り相成リ候共異議ナキハ勿論其ノ為メ損我〔害〕ヲ蒙ルコトアルモ補償等ハ一切請求致ス間敷ク候

以上

【史料13】

雑報 宮内大臣訓示

昭和4年11月

(帝室林野局編・発行『御料林』18号, 99頁)

十月二十八日宮内大臣は省内各部局長を召集し左記要領の訓示を為したり

天皇陛下ニハ本日午前十時半頃宮内大臣ヲ召サレ初声御用邸ノ建築ハ目下ノ経済界ノ状況ニ鑑ミ当分御延期相成ヘキ旨御沙汰アラセラレタリ同御用邸ノ建築ハ年来ノ問題ニシテ帝都ニ近キ閑静ナル御用邸ハ御健康上其ノ必要ヲ感シ経費御節約ノ際ニ於テモ之ノミハ出来得ル限り速ニ御建築アラセラレムコトヲ希望シタルニ今日之スラ御延期相成ヘキ難有 思召ヲ拝シ恐懼感激ニ堪ヘサル次第ナリ諸官ハ良ク御節約ノ 思召ヲ体シ一層職務上ノ能率ヲ増進シ且ツ能フ限り節約緊縮ニ努メラレムコトヲ望ム

【史料14】

雑報 三崎御料地の臨時植栽

昭和5年3月

(帝室林野局編・発行『御料林』22号, 110頁)

曩に初声御用邸用地として買上に係る神奈川三浦郡三崎御料地の内八町五反歩余は御用邸の風致の爲め(御用邸新築は延期となりたること既報の通り)各種樹木の植栽を爲すの要あり、而して本植栽事業は当局東京支局の手にて行ふことに定まり、其の費用六千三百円は之を第二予備金より支出せられたり。

【史料15】

三浦御料地につきて

昭和5年4月

(帝室林野局編・発行『御料林』23号, 97~98頁)

由来湘南の地は気候概ね中和にして勝景に富む。今回海の御用邸地として初声三崎の地を御選定あらせられたるも所以ある哉、三浦御料地は、昭和四年六月より十一月に亘りて耕地山林等の民有地を買上げ、其の公称面積は、

初声村大字三戸にて畑田山林原野宅地

九万六千五百四十坪四二

三崎町大字小網代にて畑田山林原野宅地等

七万三千五百坪五二

筆数八百九十四総面積十六万六千八百九十坪

九四である。三浦郡は東西南三面とも海に臨み、北方僅かに鎌倉久良岐二郡に接する半島にて面積約十万里、大楠山武山の山脈西より東南に走り、半島を南北に二分す。南部は平地及び田圃多きも北部は邱巒の起伏多し、三崎町は郡の最南端にあり、初声村は其北に連る。小網代に小網代湾、油壺、諸磯に諸磯湾ありて風光賞すべく、海上西に富士の雄姿を仰ぎ、湾入幾曲折岩角高く屹ち、小波緩く脚下に寄せ、春日遅々たる時、此汀にありて、春の海終日のたり、ゝゝかなの光景を眺めなば誰か恍惚たらざるを得んや。

半島の春濃かに桜鯛 小波

気候は概して中和、冬温夏涼健康に適す、降雪結氷稀にして海産物頗る豊かに、農業も進み蔬菜の如き多量に産出す是を「三浦大介及其一党なる」書籍に徴するに、

「三浦の名称は遠くして古い、日本紀に御浦郡とあり、万葉集に御宇良と記し和名抄に美宇良と称し、夫木集東鑑には三浦あり、寛文の頃御浦に復し元禄の頃より更に三浦となる。北浦、東浦、西浦を併せて三浦と云ふ説と御浦美浦は共に海浦の風景を美称したるものとの説あり。

三浦半島は康平年間より永正年間まで四百五十余年多少の隆替盛衰ありたるも全く三浦氏の知行管轄に属す、その党族の遺跡は随処に星散し、一邱一壑古社廢寺凡て三浦党の活史なり。

南西北は入海白波立つて岸を洗ひ、山高く巖嶮岨にして、獣も駆り難し、東一方僅に二十間程陸続き是に堀を掘り門一つ建て置けば百万騎向ふとも力攻には成り難き島城なりと古人の書ける新井城の形勝なり、西は相模灘北は小網代湾南は油壺入江にして東は溪谷左右に迫れる所謂引橋に接す、本丸址は芝地約四反歩ありて御殿跡と云ひ、御庭の松も現存す、壘址を界して北に連れる二ノ丸址は合戦場と云ひて畑地なり、三浦義同の墓は二ノ丸址の北隅にありて表に従四位下陸奥守道寸義同公之墓と題し、側面に、うつ者も討たるゝ者もかはらけよ碎けて後は元の土くれなる辞世を刻し、天明二年秋此地の地頭松平縫殿助が正木志摩守三浦長門守杉浦出雲守と謀つて建てたので、小

網〔代〕湾に枕〔沈〕んだ海南山と云ふ邱上群松の間、義同の好んで燕息登臨した処にある。其の子荒次郎義意の墓は義同の墓の東方にて戦死の箇所にて建てたのである。表に大龍院殿玄心安公大禅定門とある。」

右の道寸父子の墳墓は今は御料地の最南端に在り、新井城の址は今は帝国大学経営に係る臨海実験場の一部となり庭園となれり。

初声村三戸は三戸十郎友澄の居住し知行せる所なりと今の村落は御用邸御造営予定地の西北方に在り、路面五間幅の坦々たる県道は既に神奈川県に於て三崎横須賀間の往還より三戸所在御料地まで数丁の間工事竣功せり、尚県にては小網代部落数十戸の御料地に孕介在せる為、下水雨水などの濾過装置を為さんと鋭意清潔法を講じ、一方町村道を改修して交通の便を図らんと計画中にあり、当局に於ては小田原出張所をして小網代所在の御料地八町五反歩余の部分に対し、松檜椎モチ椿サング樹楠公孫樹其他十数種三万二千二百余本を植樹して風光を添へつゝある。

特に難有は本年に入りて、御買上耕地の小作人に対して畏くも小作料金を御下賜あらせられ一同聖恩の難有に感泣し奉れり、

五風十雨草もえ出づる春の朝  
雨を聴く蜚か伏家や春の宵  
漁ありて犇めく人や春の宵

### 【史料16】

『帝室林野局五十年史』

昭和14年10月

(帝室林野局編・発行、260頁)

小網代御料地、三戸御料地 本地は神奈川県三浦郡三崎町と同郡初声村とに跨がる御用邸地であつて、昭和四年数回に互つて民有地を買上げ、翌五年には海面及び海岸浜地等国有地の移管を受け、尚廢道路敷等三崎、初声両町村献納地と文部省よりの買上地とを包含し、現在御料地面積は二十一万三千余坪及び海面八万八千余坪である。

【史料17】

昭和17年度追加予算調 初声御用邸連絡道路改修費に対する返額調

昭和18年 2月25日

(神奈川県立公文書館所蔵「昭和18年 3月16日 県参事会議案原稿」1199404099)

十八経乙第一三八三号

昭和十八年二月二十五日

土木部長

官房長殿

参事会議案送付ノ件

標記ノ件別紙ノ通送付候條提案方御取計相成度候

昭和十七年度追加予算調書

臨時部

科目	追加 予算高	既決 予算高	総予算高
第36款雑支出	74,709		74,709
第1項過年度支出	74,709		74,709
第8回過年度下賜金返納	58,818		58,818
第9回過年度下賜金返納	15,891		15,891

昭和四年度歳入決算書

科目	予算額	調定 済額	収入 済額	予算額ニ 比シ収入 済額ノ差	備考
第10款下賜金	174,860	176,200	176,200	1,340	
第1項下賜金	174,860	176,200	176,200	1,340	
第1回下賜金	174,860	176,200	176,200	1,340	※

(※) 府県道逗子停車場三戸線道路新設費ニ対シ  
170,000 行幸啓ニ付 6,200

昭和五年度歳入決算書

科目	予算額	調定済額	収入済額	予算額 ニ比シ 収入済 額ノ差	備考
第12款下附金	19,837	19,836.80	19,836.80	-0.20	
第1項下附金	19,837	19,836.80	19,836.80	-0.20	
第1回下附金	19,837	19,836.80	19,836.80	-0.20	※

(※) 初声御用邸通路開設其ノ他下附金

臨時部土木費・道路橋梁費・道路新設費決算書  
〔後掲表A〕

臨時部土木費・道路橋梁費・道路改修費決算書  
〔後掲表B〕

表A 臨時部土木費・道路橋梁費・道路新設費決算書

年度	予算額	流用 増額	予算現額	支出決算額	翌年度 繰越額	不用額	差引返納額	備考
昭和4年度	98,192		98,192	97,854.85		337.15		
昭和5年度	71,808	556	72,364	13,327.72	59,036	0.28		※
昭和6年度			前年度繰越	59,036	59,036			
昭和7年度			前年度繰越	59,036		59,036		
計	170,000	556	170,556	111,182.57		59,373.43	58,817.43	

(※) 道路改修費ヨリ流用

表B 臨時部土木費・道路橋梁費・道路改修費決算書

年度	予算額	流用減額	予算減額	支出決算額	翌年度繰越額	不用額	備考
昭和5年度	258,217	-556	257,661	98,249.41	134,119	35,292.59	※1
昭和6年度	221,130	-	221,130	152,676.78	57,676	10,777.22	※2
昭和7年度	129,461	-	129,461	80,791.38	19,929	28,740.62	※3
昭和8年度	39,929	-	39,929	31,580.07	7,370	978.93	※4

(※1) 府県道改修費94,766.20 町村道改修費3,483.21道路新設費へ流用

(※2) 国道改修費1,500.00 府県道改修費150,714.16 町村道改修費462.62

(※3) 府県道改修費80,791.38 町村費改修費

(※4) 府県道改修費



初声御用邸連絡道路改修費ニ対スル返納額調

費目	予算額 (下賜金受入額)	支出決算額	残額 (返納額)
国道改修費 (町村道)	19,836.80	3,945.83	15,890.97
道路新設費 (府県道)	170,000.00	111,182.57	58,817.43
計	189,836.80	115,128.40	74,708.40

理由

初声御用邸御造営ニ伴ヒ三浦郡初声村地内府県道  
返子停車場三戸線（鎌倉三崎線ヨリ分岐御用邸敷  
地ニ至ル区間）道路新設費並町村道改築費トシテ  
宮内省ヨリ御下賜金ヲ以テ昭和四年度起工（昭和  
四年五月十六日参事会議決）昭和五年度迄ニ不取  
敢府県道ノ改築ヲ了シタルモ御用邸御造営ハ御延  
期ト相成タルヲ以テ道路ノ維持其ノ他ノ点ヨリス  
ルモ御造営御確定迄一時執行ヲ繰延ルヲ適当ト認  
メ舗装工事其ノ他ニ要スル残額八年々繰越タルモ  
斯クテハ予算経理ヲ複雑ナラシムルニ依リ右御確  
定ノ場合直チニ追加予算ヲ計上実施スルコト、シ  
昭和七年度ヲ以テ一応之ヲ打切り現在ニ至リタル  
処今般右御造営ハ御取止ト相成ニ事ヲ精算スルコ  
ト、ナリタルヲ為残額ハ之ヲ返納スルノ必要生ジタ  
ルニ由ル。

〔付図：略〕

【史料18】

宮内省で買収の景勝の地十萬坪 初声村三戸を中  
心に

（『横浜貿易新報』昭和4年2月5日，3面）  
宮内省では三浦郡初声村三戸を中心に土地買収を  
行つてゐるが同所は小網代湾及油壺を控えた半島  
唯一の絶景勝の地であり聞く処に依れば買収後  
こゝに離宮を御造営相成る由である右につき初声  
村役場では「村長助役不在で詳しくは分かりませ  
んが約十萬坪位御買上になると云ふ話です，何を  
建設されるか村長さんでないと分かりません」一村  
民は「油壺と連絡をとつて離宮を御造りになるや  
うな噂です」と語つてゐるが兎に角村民は村の発  
展の為め大に喜んでゐる

【史料19】

新用邸敷地の下検分

（『横浜貿易新報』昭和4年2月22日，3面）

三浦郡初声村の気候温和にして眺望に富んだ地を  
選び約十萬坪を御買上になり新用邸を御建設遊  
ばされることになつたので下検分の為め東久世内  
匠頭，白根庶務課長は二十一日午前七時五十分東  
京駅発同地に赴き前夜葉山御用邸に伺候した河井  
皇后宮太夫，木下侍従岡本事務官等と共に詳細な  
下検分を行ひ夕刻帰京した

【史料20】

形勝小網代湾を抱く「海の御用邸」敷地 一層の  
輝きを増す三浦半島 広瀬地方課長が敷地買収の  
衝に当る

（『横浜貿易新報』昭和4年2月23日，5面）

県下三浦半島の景勝地，小網代湾全体を取入れて  
「海の御用邸」を御施設さるゝことは既報の通り  
であるが，宮内省の度々の実地検分もあり池田知  
事は広瀬地方課長を派して敷地買収の衝に当らせ  
てゐる。

面積は約十八萬坪の広さで，初声村の一部と，三  
崎町の一部とで小網代湾を完全に抱擁してゐる。  
こゝの御用邸が出来れば，箱根，沼津，鎌倉その  
他の御用邸は廃されて，お払下げになるといふ噂  
で関東地方の御用邸として「山の御用邸」が那須  
に「海の御用邸」が小網代湾に対立することになる。

地元民は，光栄此の上もなしとして，完成の日の  
一日も早からん事を願つてゐるが，ゴルフリンク  
ス等も施設せらるゝ由で三浦半島は此れが為めに  
一層の輝きを増すことであらう。（挿図中央の馬  
蹄形の部分が御用邸敷地）

〔挿図：略〕

【史料21】

初声村の御用邸敷地検分に 関屋次官が

（『横浜貿易新報』昭和4年2月25日，5面）

（葉山電話）関屋宮内次官，河井皇后宮太夫，岡  
本皇后宮事務官は二十四日午前十時自動車を駆つ

て葉山出發，三浦半島初声村，小網代湾をかこむ絶勝の地十数万坪に近く御新設遊ばされる新御用邸敷地の検分をして夕刻葉山に引揚げた。

#### 【史料22】

##### 御用邸敷地 あす下検分

（『横浜貿易新報』昭和4年3月10日，3面）

三浦郡初声村の御用邸敷地検分のために三矢帝室林野局長官，大谷内蔵頭その他の諸氏は十一日來県県当局者と共に同地に赴く

#### 【史料23】

##### 新御用邸の敷地買収 県当局斡旋をとげて地主との契約成る

（『横浜貿易新報』昭和4年5月14日，2面）

御用邸が県下三浦郡初声村に新に造営されることは既報の如くであるが其の用地十六万五千坪の買収に対し県当局は地主百八十人と宮内省との間にあつて斡旋しつゝあつたが此の程買収の契約が成立して八十八万円で敷地を買収するに決定したので県当局は地主に対し買収案を益以前に下附すべく目下宮内省と折衝を重ねて

#### 【史料24】

##### 鎌倉，三崎線の改修促進の計画 県参事会に提案

（『横浜貿易新報』昭和4年5月15日，2面）

府県道鎌倉三崎線の改修は通常県会の議決を経て総工費四十五万七千三百九十円を以て来年度から継続にて施工すべく内務省と折衝中であるが初声村御造営の時期も迫りつつあるので此際他の産業通路開整事業を差措いても該通路改修を先決に促進するの要ありとなし本年度内に完成すべく目論見目下工費の流用方法を考究中にて近く県参事会に提案促進の運びに至る筈

##### 新御用邸行幸通路通路 開設のため実施設計

初声村の新御用邸敷地買収価格は昨報の如く決定今秋着工の運びに至る模様であるので県当局は現在の鎌倉三崎線から初声御用邸に通ずる行幸通路を開設する急務なるを認め過般來宮内省と折衝を重ねつゝあるが大体全工費は宮内省負担とし総工

費約十万円を以て県営工事として施行するに内定目下実施計画を進めてゐる該新設通路は葉山方面及三崎方面から通ずるに便宜のため二線を開設する筈になつてゐる

#### 【史料25】

##### 三輪土木部長宮内省出頭 初声御用邸敷地買収

（『横浜貿易新報』昭和4年5月31日，2面）

初声御用邸敷地買収については其後引続き手続き中の処廿九日夜迄に全部終了協議成立し六月中に登記を完了する筈で三輪県土木部長は三十日上京宮内省に出頭道路敷其他について打合せをなした

#### 【史料26】

##### 初声の新御用邸十月着工の予定 敷地御買上終了

（『横浜貿易新報』昭和4年6月12日，3面）

三浦郡初声村三戸に新設される御用邸敷地は地主との御買上げの交渉は大部分終了し目下登記の手續中である御買上総坪数は十七万坪価格九十万円で土地の等級に応じ坪当り六円五十銭，七円五十銭，八円五十銭の三種に分けて買上げられたので，登記は来る九月頃迄には全部片付け十月頃には基礎工事に着手の予定で同村民は御用邸の一日も早く出来る事をひたすら待つてゐる

#### 【史料27】

##### さ来年の初夏総て竣工の半島の「海の御用邸」工費四百万円

（『横浜貿易新報』昭和4年6月13日，7面）

本県三浦半島に建設せらるる小網代湾の御用邸は「海の御用邸」として那須野の「山の御用邸」と対立す可きもので宮内省では此れが完成を見ると共に各地に在る小さな御用邸，離宮等は廃される意向であるといふ，本県の海の御用邸は既報の如く敷地十六万余坪は約九十万円を以て御買上げを終り愈々十月頃から工事に着手することになつた御用邸は敷地買収費を加へて約四百万円といふ立派なもので，和洋折衷で建築費だけが約三百万円と拝承する陛下には生物学に御興味深く昨夏は葉

山で学界に嘗て発見せられざりし微生物を御発見遊ばされる等葉山の海には殊の外御興味をつながせ給ふと共に、油壺には帝大の臨海研究所があり常に新御用邸の進捗状況を御下問遊ばされる程に深き御期待と興味とを繋ぎ合せ給ふと拝聞するかくて四百万円を投ずる御用邸は三年計画を以て昭和六年の初夏、六月の頃までには落成を見る御予定であるといふ

小網代湾の御用邸敷地買収はいよいよ完了したがその十六万余坪のうち御用邸敷地として御使用遊ばされるは約八万坪で、三崎側の八万坪は御使用遊ばされず、将来の御用地として現在の儘「畑地」とされて置く御予定でこれは全部本[ ]決定した

これは陛下の有難き思召しから現在買収した敷地でも御使用にならない分は御貸下げになり元所有者に耕作せしめるといふ御恩典からで本県では此の御思召を体して御貸下げを受け、前所有者に対して転貸することにな[ ]

この小作料の如きは極めて低廉を極め県も此れに対する事務費の如きは料金に加へず宮内省の命令通り単に土地の監理をするだけであるといふが、その有難き御内命に感激してゐる

### 【史料28】

#### 民衆的な避暑の処女地を探ねて

〔『横浜貿易新報』昭和4年7月1日、3面〕

避暑が贅沢なものであり虚栄の対照〔象〕とされて居た時代は次第に薄らいで、避暑はわれ等の健康保持体力増進の上から課せられた自己に対する責務の一つであるとされるに至つて全く民衆的なものとなつた、従つて簡易な避暑地清浄な避暑地が必要とされて来た。本県下は到る処避暑地として開拓されて居るが、探つて見ると地勢交通の関係から案外手近な処に避暑の処女地として取り残されて居るものがある。友達同志のキャンピングもよからう、家族連で農家や寺あたりの間借で純朴な気風に触れるのも格別であらう。〔中略〕

農家の離座敷や寺を借りて自炊 一と夏を送る愉快さ 三浦半島の野趣豊かな納涼地

三浦半島一帯が海と云ひ山と云ひ何処へ行つても避暑地納涼地として好適の地のみであるにも拘らず要塞地帯にある関係上写真その他で紹介される機会のなかつた為か一般に認められず、交通機関にも余り積極的な努力を払はれずに居たことは寒暑の行楽地に行き詰まつて居る都人士の為に寧ろお気の毒な位であつた。湘南逗子、鎌倉の海は既にして爛熟の境を越えた。突然三浦郡初声村の一角が長くも新御用邸敷地としてお買上げの榮に浴し、半島の新天地に一躍天下の耳目を集めたことは畏れ多き極み乍ら、蓋し当然の帰結である。金田湾に臨み房総半島を一目に見渡す南下浦村金田は、半農半漁で人口三百、前侍従長甘露寺伯の別邸がある他には曾て避暑客を迎へたことのない土地である。勿論旅館その他の設備もないが円福寺その他一二寺院の茶室か百姓家の離れ座敷を借て自炊生活の一と夏を送るのも愉快なことであらう。海は松林を控へた遠浅の砂地で朝な夕な小鯛、小鯰、海〔烏〕賊、鮑などの小魚類がある。部屋代などは今まで余り例のないこと、て一定の相場もないが六畳一と間月七八円見当、横須賀駅からの乗合自動車は一円二十銭である。

海軍の砲台や飛行機着陸場が町端ずれの荒崎海岸に出来て、最近□□認められかけた長井町は人口約六千、相模屋外二三の旅館もある宿泊料は一泊二円から三円、自動車賃は駅から七十銭である。海岸は波静かな遠浅でこゝも小魚類がとれる。

新御用邸敷地に続く初声村和田の海岸は人口千三百、白砂青松の閑地である。東電の合宿所があつて毎夏二千の従業員が海水浴に来る金田など、同様未だ一般避暑地としては認められて居ない。

以上の外半島各地避暑客の未踏地は其処此処に見逃されて居る。写真撮影の自由を持たないことは遺憾である。

### 【史料29】

#### 聖上陛下近日初声油壺へ行幸の由承る

〔『横浜貿易新報』昭和4年7月17日、3面〕

葉山に御避暑中にあらせられる聖上陛下には近く



三浦半島油壺の風光御賞覧の爲め同地に成らせられ其御途次初声村の三戸の御用邸敷地に御立寄り御検分遊ばさるゝ由もれ承はるが葉山三崎警察署では御道筋の調査を行つてゐる

【史料30】

知事葉山伺候 葉山御用邸の敷地視察

〔『横浜貿易新報』昭和4年7月24日、2面〕

山県知事は三輪土木部長、長岡官房主事と共に二十三日午後一時から葉山に赴き天機並に御機嫌を奉伺したる後初声御用邸敷地の視察を行つた

【史料31】

初声御用邸の落成を聖上急がせ給ふ 今月十七日頃御見分の行幸 総ての準備進捗いよゝゝ九月着工

〔『横浜貿易新報』昭和4年8月6日、5面〕

県下初声御用邸はいよ々今秋九月から着工され三年継続事業として昭和六年中には落成する予定であるが、生物学に深き御興味と御造詣とを持ち給へる天皇陛下には帝大臨海試験所もあることゝて初声御用邸の落成を急がせられ、御依囑を受けて敷地買収に当つた本県では既に買収を終り此れが支払ひも終了し工事に着手するばかりになつたので葉山御用邸に御避暑中の天皇陛下には来る十七日頃油壺臨海試験所に行幸仰出され、御用邸敷地の御見分をも遊ば〔さ〕れる由に拝承する、これが爲め宮内省からは六日東久世内匠頭、西園寺御用掛、ので本県からは三輪土木部長、平川技術課長が同行し敷地に関する説明また県道三崎線から分岐して御用邸敷地に到る新県道に関する説明を行ふ筈である、また既報の如く御買上の敷地十六万坪のうち八万坪は殆ど無償で耕地として旧所有者に御貸下げになることも決定し御用邸建築、建築後の種々の労力はなるべく地元民に求めらるゝの大御心であり同地方民はこの聖恩の深きに感激してゐるといふ

【史料32】

魚介御採集に油壺へ行幸 初声新御用邸も御検分

七日御道筋の下検分

〔『横浜貿易新報』昭和4年8月8日、3面〕

葉山に御避暑中の聖上陛下には来る十七日三浦郡三崎町油壺并初声村新御用邸敷地に御成り遊ばさるゝ事に御決定、七日横須賀憲兵分隊及三崎署では御道筋の下検分を行つた当日は葉山より陸路三崎町油壺に行幸あらせられ潜水夫をして種々珍奇な魚介類を御採取の後臨海実験所を御視察遊ばされ、御帰路初声村に御立寄りあつて新御用邸敷地を御覧遊ばされた上還幸の御予定と承はる

【史料33】

油壺から初声へ行幸遊さる 来る十七日の御予定  
〔『横浜貿易新報』昭和4年8月14日、5面〕

葉山御用邸御避暑中の天皇陛下には来る十七日相州油壺の帝国大学臨海実験所へ行幸あらせられ服部御用掛その他を御相手に海中生物の御研究を遊ばされ更に油壺の北方小網代湾を隔て、一帯の高地である三浦郡初声村三戸新御用邸敷地を御覧あらせられる御予定である。当日の詳細な御時刻は未だ決定されてゐないが承はる所によると午前八時半頃葉山御用邸御出門、自動車に召されて先づ油壺へ行幸、臨海実験所に御少憩の後、親しく附近の海中生物を御研究、更に汽艇を浮べさせ給ひ附近一帯の風光を御探勝次で御召艇を小網代湾に進めさせられ正午艇内で御昼餐を召され、海上から絵の如き初声新御用邸敷地を御展望、更に小網代湾北方の渡船場から御上陸、御用邸敷地として既に番号旗標高く示された畑地に玉歩を進ませられて天覧、午後再び御召艇で油壺へ成らせ給ひ同所から自動車で葉山に還幸の御予定である。右初声村御用邸敷地は目下里芋、西瓜、甘藷、甜瓜、玉蜀黍等が岩盤上の砂地に豊かに実つてゐる

【史料34】

初声村行幸の下検分に宮かけふ来県

〔『横浜貿易新報』昭和4年8月15日、7面〕

葉山御用邸に御避暑中の天皇陛下には来る十七日油壺の臨海実験所にならせられ湾内に舟を浮かべられ生物採取を遊ばされるが此れに際して新御用邸

敷地たる初声村を御検分遊ばされる為め一木宮相は十五日下検分のため来県初声村に赴く、また葉山町長は龍蝦一籠を陛下に献上すべく県に願ひ出た

#### 【史料35】

初声村御用邸を聖上下御検分 来る十七日御召艇にて

(『横浜貿易新報』昭和4年8月16日、5面)

葉山御用邸に御避暑中の聖上陛下には来る十七日午前八時自動車に召されて御用邸御出門、鈴木侍従長以下供奉員を随へさせられ相州三崎町油壺なる帝国大学臨海実験所へ臨幸、海中生物の御研究を遊ばされ午前十一時頃御召艇にて同所海岸から北側小網代湾へ御召艇を進められ其の北方に突出した初声村三戸へ御造営の御用邸敷地に小網代湾船場から御上陸蜿々たる小径をとらせ給ひつゝ、西瓜其の他の果実が実つてゐる畑地に標旗をたて御用邸敷地の区域を定めた附近を天覧あらせられ再び御召艇で臨海実験所へ還御少憩後午後四時三十分頃葉山御用邸へ還幸あらせらるゝ御予定に拝す

#### 【史料36】

けふ油壺へ聖上陛下行幸 光栄に輝やく三漁夫  
(『横浜貿易新報』昭和4年8月18日、3面)

聖上陛下には今十八日午前八時葉山御用邸を御出門油壺並びに初声村三戸新御用邸敷地に行幸遊ばされるが油壺に於かせられては魚介海草等を御採集御研究相成る御予定でその際三崎町諸磯の漁師渡辺春吉(三七)同安太郎(三六)同七五郎(二七)の三名は畏くも陛下の御前に潜入して貝や海草類を採取し天覧に供する事になり其光栄を喜んでゐる

#### 【史料37】

行幸御道筋 昨日下午検分済

(『横浜貿易新報』昭和4年8月18日、3面)

葉山署では今十八日聖上三崎へ行幸遊ばされる御警衛の予行演習を十七日午後行つたが成績は頗る

良好であつた

#### 【史料38】

初秋の風爽かに半島光栄に満つ 聖上陛下きのふ三崎、初声へ行幸 御機嫌麗はしく一日の御清遊  
(『横浜貿易新報』昭和4年8月19日、2面)

雲のゆきゝ、浪の轟きにも初秋の爽やかさを沁々と思はせる十八日の三崎街道を静々と、自動車の鹵簿が進む、朝の陽は真横に輝いて蘇つた青田は民草と共に晴れがましく此光栄にいそしんでいる。いふ迄もなく聖上陛下が葉山御用邸から三崎、初声へと御幸あらせらるゝ御道筋の情景である。

此日午前六時御起床あらせられた陛下には約三十分程御用邸内を御散策あらせられた後八時鈴木侍従長、一木宮相以下を随へさせられ純白の背広服にヘルメット帽といふ御軽装で自動車に召され、行く行く路傍に奉迎送する民草に一々御会釈を賜はりつゝ、同四十分油壺の帝大臨海実験所に御着、山県知事、実験所主任中村理学博士、同嘱託大島博士以下多数の御出迎へを受けさせられ場内広場に参集する三崎、初声両町村官公吏、成年軍人両団員約五百名の熱誠なる奉迎に御会釈を賜はり便殿に入御少憩あらせられた。

作業服に御召換へになつた陛下には、間もなく両博士の御案内で所内海岸からモーターボートに召され一碧紺瑠璃面の様な油壺湾に出でさせられて沁入る様な涼風を御満喫遊ばされる頃、特に選ばれた光栄の漁夫—三崎町諸磯の渡辺春吉君外二名—は忽ち白泡を御座船間近に浮かせながら海中に潜行して幾多の珍奇な魚介海草類を採集し陛下には御興深く之を御覧遊ばされて一旦還御[ ]「海中生物」に関する御進講を上つると陛下には一々参考品や標本に就いて夫々御下問があつたが今更申上ぐる迄もなく生物学に対する陛下の該博な御識見と御造詣深く在はせられる点は御下問の一つゝに現はれ両博士も只管恐縮して御答へ申上げたとの事である

便殿で御昼食後「初声村新御用邸御検分」の為再びモーターボートに召され小網代湾を御快走、三

戸海岸に御上陸遊ばされ御□近くに奉迎した御用邸敷地の旧地主連には特に懇な御会釈を賜はつた。御展望台は御用邸敷地の中央部に仮設されており、陛下は山県知事御先達の下に玉歩を運ばせられ、小網代湾から洋々たる相模灘、近くは諸磯荒崎の山水の美を飽かず御嘆賞あらせられ東久世内匠頭等から申上げる御説明に一々おうなづき遊ばされつゝ、いとも御満足気に拝された。

栄に輝く小網代湾は漣波爽やかに還御の御舟の舳をハタ、と打つ陛下は御機嫌麗しく実験所に入御遊ばされ、尽きぬお名残を庶民に頒ち玉ふて午後四時四十分御出門同五時二十分松風涼しい葉山御用邸に着御遊ばされた

〔写真〕三崎引橋御通過の鹵簿

#### 【史料39】

**運動服姿で鉄相の半島一巡り 突然で駅では面食ふ**

〔『横浜貿易新報』昭和4年10月3日、4面〕

江木鉄相は二日午前八時五十六分逗子着列車で三崎へ至り油壺の帝大臨海実験所、初声新御用邸敷地附近を視察の上浦賀大津を経て鎌倉海浜ホテルに向ひ同所で昼餐夕刻帰京したが当日鉄相は頗る軽快な運動服姿で突然来たので逗子駅や葉山署は大いに吃驚してゐた

#### 【史料40】

**御造建の初声御用邸御繰延べ 聖上、宮相に御沙汰あらせらる 畏き緊縮の御趣旨**

〔『横浜貿易新報』昭和4年10月29日、2面〕

天皇陛下には畏くも廿八日午前十時半一木宮相を御前に召され目下御造営に着手されて居る本県の初声御用邸の建築は目下の経済界の状況に鑑み当分御延期に相成る旨御沙汰あらせられた、宮相は畏き御旨に感激し御前を退下し、同十一時半、大臣室に省内、各部局長を招き有難き御沙汰を伝達し、同時に尚ほ省内各長官に、諸般に亘つて緊縮の主旨を徹底実行する様訓示をした

**大御心を拝し全県民の緊張精神 感激の県官あまねく伝達せん** この大御心を拝した本県では感激

措くところを知らず山県知事は留守であつたが稗方内務部長は「恐懼に堪えない」と冒頭して左の如く語り此の感激にたへない聖慮を百三十万県民を初め各公私団体に対して周知せしめるやうに準備してゐる

陛下がわが国難とも見るべき財政経済の行詰りに宸襟を悩まさせ給ひ尊き御身を以つて節約の範を垂れさせ給ふことは国民として感激に堪えない、ことに本県に御造営せらるゝ初声御用邸御取止めを仰出されたことは本県との関係からことに深き感激を覚ゆるものである、〔聖〕上陛下にしてこの御事ありわれ等は、緊縮の余地なし等といはず如何にしても此の難局を切抜け公私団体はその財政を救ひ、個人はその経済伸張の基礎を養つて近き将来に大いに延びねばならないわれ等県民はこの有難き大御心に従ひ奉り、県民総動員の緊縮運動をして一層緊張せしめねばならぬ

**聖上御好みの御造営 経費四百万円の御工事** 御造営御中止を仰出された県下三浦郡初声村の御用邸は、小網代湾を抱く「海の御用邸」として生物学に御趣味深き陛下が、御自ら御選定遊ばし給へる場所であり本県が宮内省の依頼に依り敷地買収中にも陛下は度々御催促の御下問を賜はつた程で、如何に陛下の御心を止めさせ給へる工事であるかが拝察される御造営は約四百万円と拝承し既に敷地の整理及び基礎工事に着手されてゐるのであるが竣工は昭和六年の御予定であつたのである、斯くの如く陛下の御氣に召された御造営を国家総動員に依る財政緊縮の際とは言へ御中止を仰出され給ふたことに対して県民は此の上もなき感激を覚えてゐる

**宮内次官伝達** 関屋宮内次官は午後一時永田町官邸に浜口首相を訪問、聖上陛下には緊縮の思召から初声村御用邸御造営を御取止めに相成る旨の御沙汰あらせられた事につき其の有難き御聖旨の程を伝達し会見約三十分にして辞去した

#### 【史料41】

**一時の失望は私くし事 有難き聖旨に感激 御用邸工事御延期を拝して佐藤三崎町長、中田初声村**

長語る

〔『横浜貿易新報』昭和4年10月29日，3面〕

初声御用邸御造営御延期についての佐藤三崎町長，中田初声村長等の感想をたゞく（初声御用邸は初声と三崎の両町村にまたがる）

「御成道路として三崎県道宮田原から分岐して幅員八間延長八百間は九月上旬から着工され既に九分通り完成し御用邸も明春一月から着工六年夏には聖上を御迎へする御予定で現在決定してゐる敷地だけでは狭いので三崎で八百坪，初声で千坪を更に御買上げになる事になり実は一昨日県に御受書まで出した折柄突然御延期と聞いて一時は大変失望したやうな次第ですが緊縮節約の有難い御聖旨の程が沁々と心にふれまして誠に感激にたえません町村民に対しては大御心の有難さを良く徹底させ緊縮節約に向つて努力させたいと存じます」

【史料42】

御買上用地補償金 三崎初声の小作人に伝達

〔『横浜貿易新報』昭和5年3月8日，2面〕

本県三浦半島の三崎町と初声村に亘る勝地に新築御用邸敷地として昨年宮内省の手に依り御買上となつた用地二万五千九百七十八坪の元小作人に対し宮内省では聖旨を奉戴し特別の取扱ひを以て補償金を下賜し小作権擁護の範を示すことになり其の補償金を昨七日県庁に送附して来たので田辺土木部長は宮内省より来県の高木事務官と共に本八日三崎，初声の両町村役場に出張し三崎は午前十時から，初声は午後一時から小作人を集めて聖旨を伝へそれゞ、補償金を伝達交附するが同補償金の下賜を受ける小作地と金額は三崎町一万二千四百七十四坪七千百九十六円，初声村一万三千五百四坪五千七百三十五円であり両町村の小作人はいずれもこの前例なき有難き聖旨を伝へ聞き感泣してゐる

【史料43】

畏し失業救済の思召 初声御用邸の工事 予算二百万円二ヶ年継続事業として明年度から着工に御決定

〔『横浜貿易新報』昭和5年8月14日，7面〕

新たに御造営の神奈川県初声村の御用邸は本年工事に着手する筈の所緊縮の折からとの畏き思召によつて御延期の旨仰出だされたが宮内当局では聖旨を体して種々考究中の処深刻なる不景気の現状に鑑みこの際工を起す事は却つて失業救済の大御心に副ひ奉るものであるといふ意見があり十三日午前十時から東久世内匠頭，大谷内蔵頭その他各部局長参集の予算下打合会に於て御裁可を経た上愈々明年から起工する事に内定その予算を計上する筈である，工費は約二百万円二ヶ年継続事業で設計は建築係長菊池技師の手許に於て研究中で御用邸に至る通路は既に本県で工事中であるが大体完成を告げてゐる

【史料44】

初声御用邸海岸譲渡に決定

〔『横浜貿易新報』昭和5年8月24日，2面〕

今回宮内省，内務，大蔵両省及神奈川県当局が協議の結果御新営遊ばさる県下三浦郡初声村地内初声御用邸附近地先海岸に於て長くも御水泳其他海水御利用遊ばさる場合を慮り

△初声村三戸池〔地〕先干潮時陸地となる海面一二七八坪海面二八九六三坪△三崎町小網代地先干潮時陸地となる海面二二二七七坪海面七六六六坪

の海岸寄洲及海面を帝室林野局に譲渡することに決定した因に御警衛其他に支障を来さない範囲に於て漁業其他公共の使用は現在通り認可される

【史料45】

皇室予算に非常の御節約 初声御用邸経費は追加予算の予定

〔『横浜貿易新報』昭和5年10月29日，2面〕

昭和六年度皇室予算は各部局よりの要求に対し大谷内蔵頭の手許に於て査定中の処この程終了して廿八日予算案を印刷に附し関屋委員長以下各委員に配布したが来る十一月五，六の両日宮中東溜の間に於て予算委員会を開催一木官相，関屋委員長，入江（為），入江（貫），河井，仙石，渡部，白根



の各委員及大谷内蔵頭、浅田、鹿兒島両内蔵寮事務官並三矢林野局長官等出席し審議する筈である、而して皇室予算は最近に於ては約一千八百万円台であつたが一般社会の情勢に鑑み本年は一千五百万円に緊縮された然るに明年度はこれより更に約一割減じ未曾有の一千三百五十万円程度に節約の模様である、この節約は畏き辺りの聖旨を奉体したもので新規事業は一切之を行はず明年度から工事に着手する神奈川県初声御用邸の経費は追加予算として御裁可を仰ぐ筈で、帝室林野局の利益金繰込み及び株券の配当が深刻なる不景気の為収入減を来し勢ひ支出に大緊縮を加へ、一方物価指数の暴落等によつて歳入は著るしく減少を見たのであるなほ各会計全部の終了を待ち一木宮相は帝室経済顧問たる西園寺公を興津に訪問承認を求むる事となつてゐる

#### 【史料46】

**初声・三崎の両町村へ金八千円下賜さる 公共事業資金として**

（『横浜貿易新報』昭和5年12月11日、3面）

初声御用邸御造営に当り曩に県下三浦郡初声村及三崎町より廃道敷を御用邸敷地として献上申上げたが今回宮内省が畏き辺りの大御心を体して公共事業資金として初声、三崎両町村に対し金八千円を下賜されることに内定した旨拝聞する初声村に五千円、三崎町に三千円配分伝達される筈

#### 【史料47】

**油壺へホテル建設の計画 杉田氏が土地開発に意願 既に大体の見込附く**

（『横浜貿易新報』昭和6年3月15日、4面）

半島沿岸の幾多の景勝地の中最も都人士外国遊覧客等に慕はれて居るのは三崎町小網代湾に臨む油壺で風景も亦半島一と称賛されて居るが遺憾なことは同所には遊覧客を宿泊せしめるホテルが一軒もないため永く滞在することが出来ず日帰りしてしまふので同地の発展は誠に遅れたるものである。之に目を附けたのは小網代一四五予備歩兵少尉牡蛎養殖業杉田誠治氏で此の程東京湾要塞司令

部にホテル建築の許可方を申請した。同氏は以前から小網代湾に渡船茶屋を開設遊覧客の便を図り土地発展につくしてゐる。ホテルの敷地は現在の帝大臨海実験所正門左前の山林を切開き建築する筈で司令部からの許可の見込みもたつてゐる。なほホテルが建設されれば自然外人の出入も激しくなり殊に同所は要塞地帯中最も重要な土地で横須賀憲兵隊では之が取締りのため同地に分駐所を開設する模様である

#### 【史料48】

**葉山の海の御採集船 陛下三浦丸と御命名 三崎町で新造土地の名に因まれ 二十五日に進水式**  
（『横浜貿易新報』昭和6年4月13日、5面）

生物学御研究に極めて御熱心にわたらせらるる天皇陛下には葉山御用邸行幸の御常に漁船に召されて一色海岸から遠く三崎海上に亘つて貝類、海藻類の研究資料を御採取遊ばされるを常とせられてゐるが、普通の漁船では御採取上いろいろの御不便を感じさせられ本年一月特にモーター附の新式採取御座船謹製方を神奈川三崎町藤崎造船所に御下命になつて居たがこの程完成され九日宮内省から西園寺御用掛以下の係官が三崎に出張検分を了し来る二十五日盛大に進水式が挙行される運びとなつた。船名は陛下御自ら土地の名に因み「三浦丸」と御命名遊ばされたと拝聞するが御座船は既報の如く巾六尺、長さ三十尺の極く御質素なもので当分の間葉山御用邸に備えつけられ将来は初声御用邸完成とともに同御用邸に御備へつきの趣きである。【写真は生物学御研究室に於ける天皇陛下】【写真：略】

#### 【史料49】

**献上の柑橘苗を畏し本県に御下賜 果樹改良の深き大御心から初声御用邸にも植栽**  
（『横浜貿易新報』昭和6年4月15日、2面）

アメリカの柑橘王といはれる仁武喜兵氏から両陛下に米国产果樹の苗木を献上申上げたことは既報の通りであるが畏き辺りでは果樹園芸の改良發達に尽力してゐる本県に対し特別の思召を以て△オ

レンジ廿五本△夏ミカン十本△グレープフルーツ六本△レモン四本を御下賜に相成る旨仰出された、尚ほ同数の苗木を近く御造営遊ばさるる県下三浦郡初声御用邸内に御移植遊ばさるるに付それまで県立農事試験場で保存栽培する様内命があつたので十四日午前十時県立農事試験場富樫技師が宮内省に出頭苗木を拝受した

根府川に植栽 御下賜になつた米国産果樹苗は十五日宮内省から輸送されるので本県では足柄下郡片浦村根府川の本県柑橘試験場に植栽することになつた

#### 【史料50】

##### 三浦導寸の墓修築成る

〔『横浜貿易新報』昭和6年5月4日、3面〕

三崎町油壺にある三浦導寸の墓は同地に御用邸が出来るに当つて御内帑金二千円を下賜され修築中の所立派に落成したので三日関係者が集まつて式を挙げた

#### 【史料51】

##### 初声村へ行幸

〔『横浜貿易新報』昭和6年5月22日、3面〕

両陛下には来る廿三日午前十時葉山御用邸御出門、県下初声村に行幸初声御用邸敷地を御視察遊ばさる、趣きにて廿一日田辺土木部長、春藤道路部長が行幸道路の現地検分を行つた

#### 【史料52】

##### 初声御用邸内耕作を御許可

〔『横浜貿易新報』昭和6年5月22日、3面〕

今回畏き辺りでは御新営遊ばさる初声御用邸敷地に当る御料地を小作人の耕作地として本年も引続き初声村大字三戸原平蔵外五十五名に貸下下げを許可あらせらる、ことに決定した旨帝室林野局長官より山県知事宛通達があつた

#### 【史料53】

御用邸の敷地としてお買上げ相成るやうと三崎小網代部落の住民 自発的に県庁へ斡旋方願出づ

〔『横浜貿易新報』昭和6年6月23日、3面〕

初声御用邸御造営につき宮内省で小網代湾に面する三崎初声両町村に至る敷地を御買上になつた際人家の密集せる三崎町字小網代部落の一部は住民の生活に及す影響を顧慮遊ばされた御模様で特に宅地及建物約六千坪は御買上に洩れたので住民小網代部落区長重田芳造外九十名は周囲が御用邸敷地になつてゐるので吾々が居住してゐると汚物等を敷地内に流出するおそれがあり誠に恐懼に堪へぬとて二十二日午前十一時出県田辺土木部長に会見して「吾々居住地を御用邸敷地として御買上げに相成様御願ひしたい」と自発的に申出たので県当局は住民の態度に感激して直に宮内省に其の旨を伝へ住民の意志に副ふ様取運ぶことになつた

#### 【史料54】

初声村に御造営の御用邸を新築 宮相、失業救済事業振興の意で着手方を奏請

〔『横浜貿易新報』昭和6年9月13日、2面〕

本県初声村に御造営の御用邸新築工事は経費御節減の畏き思召しを以て一昨年（昭和四年）暮れ着工を一時御休止の旨仰出されたが一木宮相は近く失業救済事業界振興の意味を以て右御用邸御造営着工相成るやう奏請することゝなつた、これがためさき頃内匠寮北村工務課長深尾技師は实地検分した結果愈々今秋は先づ杉、松、柏などの植林を為すと共に下工事として必要な各種のボーリングを試みることゝなり聖旨を拝した上七年度の追加予算で御着工申しあげることゝなつた

#### 【付記】

本稿の作成にあたり、宮内庁宮内公文書館、横浜市史資料室、横浜市立中央図書館、神奈川県立公文書館、神奈川県立図書館の各機関には、資料閲覧と翻刻に関してご高配を賜りました。また三崎町小網代地区における調査にあたっては、NPO法人小網代野外活動調整会議の江良弘光氏にご高配を賜りました。以上記して厚く御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 帝室林野局編・発行『帝室林野局五十年史』1939, 258-260頁。
- 2) 高橋 紘「解説 幻の御用邸と皇子教育」(高橋 紘・粟屋憲太郎・小田部雄次編『昭和初期の天皇と宮中 侍従次長河井弥八日記 第4巻』岩波書店, 1994), 239-252頁。
- 3) 例えば次の研究では、当該期における宮中改革の動向との関係が触れられている。伊藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』名古屋大学出版会, 2005, 199頁。
- 4) 北田宏蔵「三浦半島」(仲摩照久編『日本地理風俗大系』新光社, 1930), 194頁。
- 5) 葉山や鎌倉を含む湘南地方の御用邸や別荘地に関する研究の蓄積は厚く、なかでも早いものとしては次の研究がある。田中啓爾「避暑避寒兼用地としての関東付近の臨海休養地」地理学2-5, 1934, 57-80頁。また主に葉山を対象とした研究史は、次の研究に整理されている。花木宏直・福田 綾・水島卓磨・淵澤祐介「大正期～昭和後期の葉山町堀内地区における地元住民による別荘地経営の展開」歴史地理学野外研究15, 2012, 1-18頁。
- 6) 三浦半島南部の事例として、次の研究がある。小口千明「水産都市三浦三崎におけるマグロ料理と地域変化」歴史地理学野外研究15, 2012, 61-70頁。
- 7) 主なものに以下がある。伊藤隆・広瀬順晴編『牧野伸顕日記』中央公論社, 1990。波多野澄雄・黒沢文貴編『侍従武官長奈良武次日記・回顧録 第3巻』柏書房, 2000。
- 8) 「実録」巻3, 51-52頁。また大正2(1913)年8月13日にも、葉山から臨海実験所を訪れている(「実録」巻4, 45-46頁)。
- 9) 「実録」巻15, 44頁。
- 10) 前掲9), 97頁。
- 11) 高橋 紘・粟屋憲太郎・小田部雄次編『昭和初期の天皇と宮中 侍従次長河井弥八日記 第2巻』岩波書店, 1993, 219頁。
- 12) 高橋 紘・粟屋憲太郎・小田部雄次編『昭和初期の天皇と宮中 侍従次長河井弥八日記 第3巻』岩波書店, 1993, 7頁。1月17日には岡本愛祐皇后宮事務官らが宮内省関係者として初めて予定地を視察した(同書, 13頁)。
- 13) 前掲12), 27頁。
- 14) 前掲2), 244頁。
- 15) 「実録」巻18, 51頁。
- 16) 本図の著作者等は以下の通りである。著作兼印刷者: 三浦郡長井町大木根 大石無常, 発行所: 浦賀町大字鴨居脇方の武内商店(小松崎茂三郎), 葉山取扱所: 葉山町大字堀ノ内 幸福堂書店, 三崎取扱所: 三崎町 渡辺書店, 版權所有者: 四谷区東信濃町29 渡辺賢治, 大売捌所: 神田区今川小路1-3 九段書房, 彫刻所: 小石川区小日向台町3-77 若井銅刻研究所, 蔵版: 日本探勝倶楽部。
- 17) 同図については以下に詳しい。神奈川県立歴史博物館編・発行『ようこそかながわへ 20世紀前半の観光文化』2007。
- 18) 磯野直秀『三崎臨海実験所を去来した人たち』学会出版センター, 1988, 150頁。
- 19) 「実録」巻28, 63頁。「実録」巻29, 105-106頁。
- 20) 実際に昭和10(1935)年頃には、小網代湾南岸の中央付近から湾口までは全体にマツが植えられていた。江良弘光『小網代干潟の生きものたち』小網代野外活動調整会議, 2015, 104頁。なお現在、小網代湾に注ぐ浦の川流域は近郊緑地特別保全地区に指定され、保全の取り組みが進められている。保全の経緯は以下に詳しい。岸 由二『奇跡の自然 三浦半島小網代の谷を「流域思考」で守る』八坂書房, 2012。
- 21) 内務省神社局編・発行『明治神宮造営誌』1930, 286-287頁。なお明治神宮に関する最近の研究に以下がある。藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前・以後 近代神社をめぐる環境形成の構造転換』鹿島出版会, 2015。